

第2期

南陽市地域福祉計画

南陽市地域福祉活動計画

令和6年度～令和11年度



令和6年3月

南陽市・南陽市社会福祉協議会



はじめに



社会福祉法の基本理念の一つに「地域福祉の推進」が掲げられており、社会福祉法において、「地域福祉計画」は福祉分野の上位計画として位置づけられております。これを受けて、南陽市と南陽市社会福祉協議会は、「南陽市地域福祉計画・南陽市地域活動計画」を平成30年3月に策定し、市民一人ひとりの取り組みと住民互助の支え合いまち 南陽」を基本理念に掲げ、「自助」「互助」「共助」「公助」による地域福祉を推進してまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症が発生し、経済的な打撃や健康への懸念など地域や家族を取り巻く環境に大きな影響を及ぼしました。地域活動の自粛や新しい生活様式の実践などが求められ、地域の結束と協力が試される中で、多くの方々が支え合い、困難を乗り越えようと試行錯誤しながら様々な活動に取り組みました。また、人口減少、高齢化が進み、個人や家庭が抱える問題はますます複雑、多様化してきました。

このような社会構造や生活様式の変化の中で、誰もが住み慣れた地域の中で安心して自立した生活が続けることができるよう、その指針となる「第2期南陽市地域福祉計画・南陽市地域福祉活動計画」を策定いたしました。制度・分野ごとの「縦割り」や「支えられる人」と「支える人」に分かれることなく世代を問わず共に支え合って地域を創っていく「地域共生社会」を目指し、具体的な施策や取り組みを掲げております。

地域共生社会を実現していくために、市民のみなさまを始め、事業者や関係機関の方々と相互理解と連携を深め協働により本計画を推進してまいりたいと思いますので、みなさまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

南陽市長 白岩孝夫

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義	2
第3節 計画の位置付け	3
(1) 法令の根拠.....	3
(2) 計画の期間.....	3
(3) 関連計画との関係.....	4
第4節 計画の進行管理	4
第2章 南陽市の現状と課題	5
第1節 南陽市の現状	5
(1) 人口の状況.....	5
(2) 高齢者の状況.....	7
(3) 子どもの状況.....	8
(4) 障がい者の状況.....	9
(5) 生活保護の状況.....	9
第2節 第1期計画の振り返りと地域課題	10
(1) 第1期計画の振り返り.....	10
(2) 民生委員・児童委員アンケートによる本市の地域課題.....	12
第3章 計画の理念と体系	13
第1節 基本理念	13
第2節 計画の体系	14
(1) 南陽市総合計画との関係.....	14
(2) 計画の体系.....	15

第4章 施策の取り組み	16
第1節 地域福祉を担う人づくり	16
1.1 地域における支え合いの推進.....	16
1.2 ボランティア等福祉の担い手の育成.....	18
1.3 福祉の心を育む機会づくり.....	20
1.4 福祉人材の育成・確保.....	22
第2節 健康と生きがいの地域づくり	24
2.1 健康づくりの推進.....	24
2.2 すべての市民の活躍機会の確保.....	26
2.3 地域住民の集いの場の確保.....	28
2.4 次世代につながる地域づくり.....	30
第3節 福祉で支える安全網づくり	32
3.1 生活困窮者等の自立支援.....	32
3.2 社会的弱者の人権保護と自立支援.....	34
3.3 地域社会での孤立防止.....	36
3.4 課題を抱える住民への横断的支援.....	38
第4節 安心して暮らせる社会基盤づくり	40
4.1 福祉に関する相談体制の充実.....	40
4.2 利用者の立場に立った地域福祉.....	42
4.3 みんなにやさしいまちづくり.....	44
4.4 防災体制の推進.....	46
4.5 防犯・再犯防止施策の推進.....	48
第5章 計画の推進体制	50
資料	52

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症による新たな生活様式が推進され、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化し、人々の価値観や生活のあり方の多様化、地域住民のつながりや支え合いの希薄化など、地域を取り巻く環境が大きく変化しています。また、核家族化や一人暮らしや高齢者世帯が増加するなど、安全安心の確保、家庭で支えあう機能が低下し、高齢者の社会的孤立などが懸念される状況となっています。

このような中で、各地で大規模な水害や地震が発生し、家族や地域の絆、住民同士の助け合いや見守りなど、ともに助け合い、支えあうことの大切さが再認識されています。住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティをつくることが求められています。

社会福祉法では「地域福祉の推進」を掲げ、地域住民や社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされており、こうした地域福祉推進のための方策として、同法第107条で市町村地域福祉計画の策定が規定されました。

南陽市は、第6次総合計画において「あらゆる世代が誇りと生きがいを持ち、安心して暮らしていくことができる社会を実現するため、ひと、もの、活動等のあらゆる地域資源をつないで、新たな価値を創造すること」を基本理念としています。

地域住民、民間事業者、社会福祉法人、行政等の多様な構成員がそれぞれに活動するのではなく、協働する「仕組みづくり」と「対話・協議」を行い、同じ方向を向いて自らの地域福祉を推進していくことが必要です。そのために、行政の責務を明確にするとともに、関係者の合意形成が不可欠であり、そのプロセスを「計画化」していくことが重要です。

本計画は、地域福祉推進の主体である市民や関係団体等、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）、行政が協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後のコミュニティづくりの方向性を市民と共有することを目的に策定するものです。

また、新たに、「4.5防犯・再犯防止の推進」を新たな項目として追加しました。「再犯防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に公布、施行され、同8条第1項において、「市は国の再犯防止推進計画を勘案して、当該市における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるように努めなければならない。」と規定されました。

南陽市は罪を犯した人たちが孤立することなく立ち直り、社会の一員として共に支え合い、地域住民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、再犯防止の推進計画を、南陽市地域福祉計画と一体的なものと位置付けて進めることにしたものです。

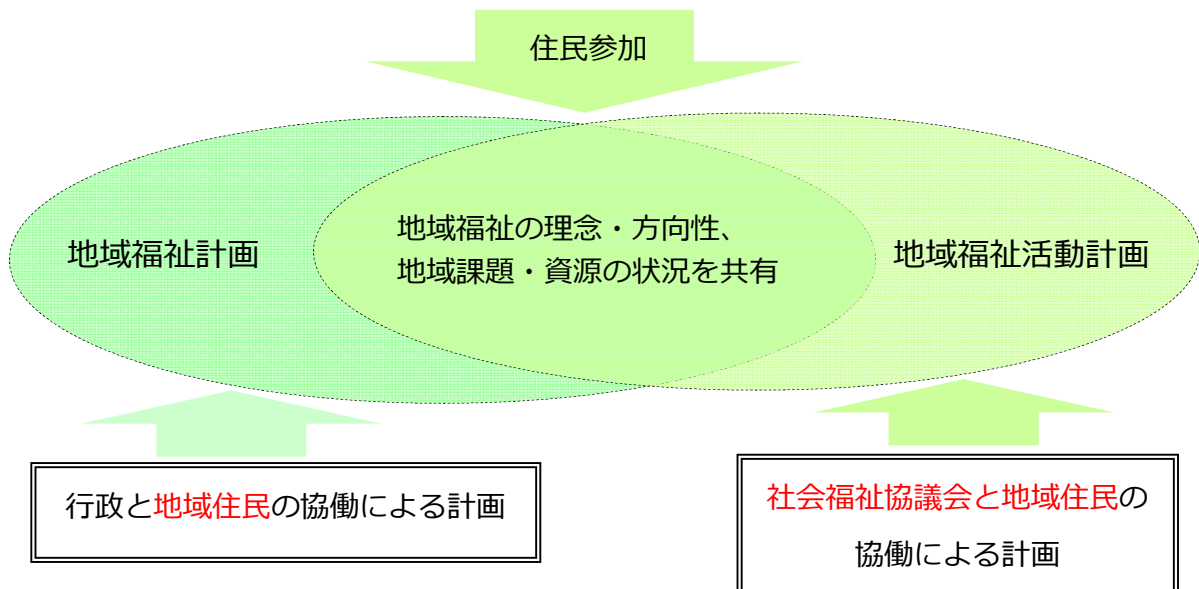
住民一人ひとりの力（自助）・住民同士の力（互助）・社会保障などの相互扶助（共助）・公的機関による支援（公助）など重層かつ相互的に進め、地域住民が安心して生き生きと生活できるよう、地域の様々な活動を活性化させ、一人ひとりが自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組みます。

第2節 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

市が策定する地域福祉計画は行政計画として、また、市の社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、住民活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、両計画は「対」をなす計画といえます。「地域福祉計画」に「地域福祉活動計画」の実現を支援するための施策を盛り込む等、相互に連携することが重要です。



地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための具体的活動を定める「地域福祉活動計画」を一体となって策定することにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、様々な地域課題を解決する社会基盤を構築し、実行性を高めます。



第3節 計画の位置付け

(1) 法令の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉を推進するために、総括的な計画として市町村が策定するものです。

また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

(2) 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

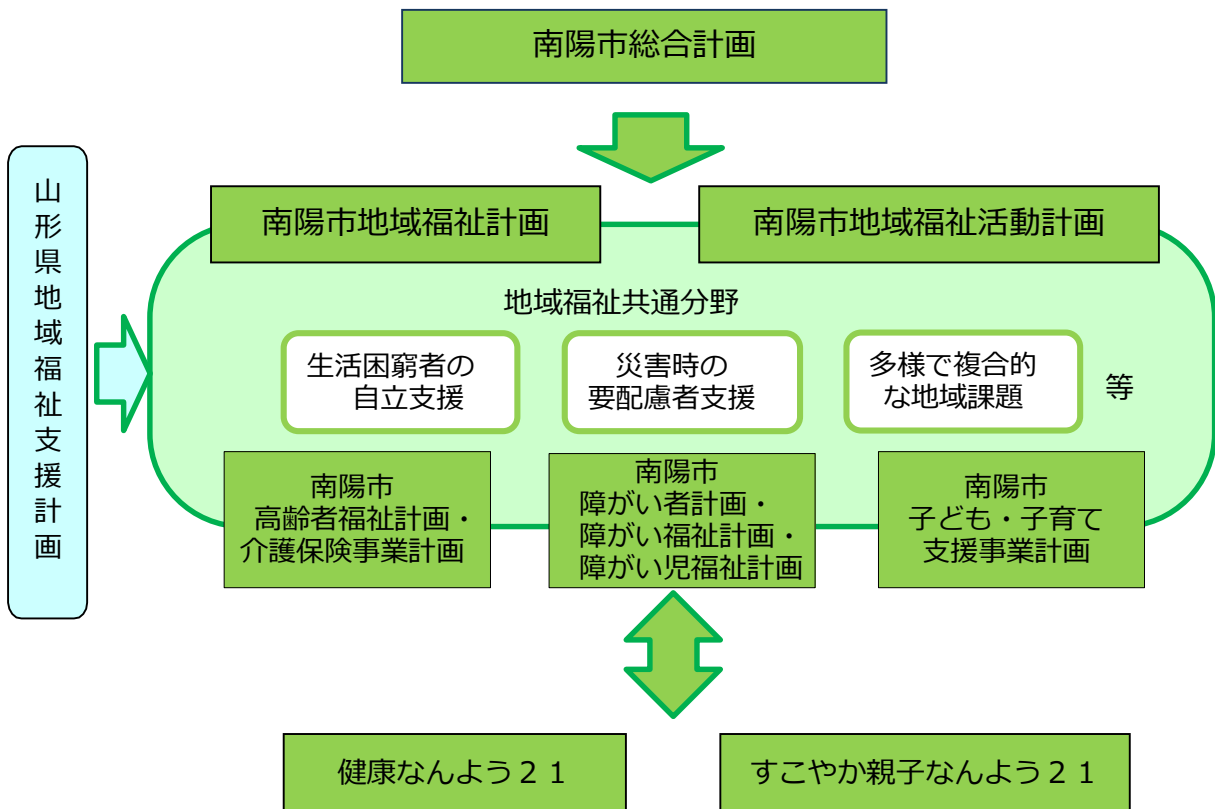
社会情勢の変化に適切に対応していくため、必要に応じ見直すこととします。

※関連する計画の期間

・・・	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	・・・
南陽市総合計画（第6次） 令和3～12年度									
地域福祉計画・地域福祉活動計画 平成30～令和5年度			地域福祉計画・地域福祉活動計画(第2期) 令和6～11年度						
障がい者計画 平成30～令和5年度			障がい者計画 令和6～11年度						
障がい福祉計画(第6期) 令和3～5年度			障がい福祉計画(第7期) 令和6～8年度			障がい福祉計画(第8期) 令和9～11年度			
障がい児福祉計画(第2期) 令和3～5年度			障がい児福祉計画(第3期) 令和6～8年度			障がい児福祉計画(第4期) 令和9～11年度			
高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (第8期) 令和3～5年度			高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (第9期) 令和6～8年度			高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (第10期) 令和9～11年度			
子ども・子育て支援事業計画(第2期) 令和2～6年度			子ども・子育て支援事業計画(第3期) 令和7～11年度						
健康なよう21（第2次） 平成26～令和5年度 ※令和6年度まで延長			健康なよう21（第3次） 令和7～18年度						
すこやか親子なよう21 平成29～令和8年度									
自殺対策計画 令和2～6年度			自殺対策計画(第2期) 令和7～11年度						
教育振興計画（第六次） 令和4～13年度									

(3) 関連計画との関係

地域福祉計画は、令和3年に策定した「第6次南陽市総合計画」を上位計画として、基本理念である「あらゆる世代が誇りと生きがいを持ち、安心して暮らしていくことができる社会を実現するため、ひと、もの、活動等のあらゆる地域資源をつないで、新たな価値を創造すること」を実現すべく、市民生活に係る諸分野の計画との連携と整合性を図り策定するものです。



第4節 計画の進行管理

各計画の進行管理を基本に施策や事業等の進捗状況を整理し、計画の評価、点検を行います。評価結果については庁内会議や市社会福祉協議会理事会等で報告します。

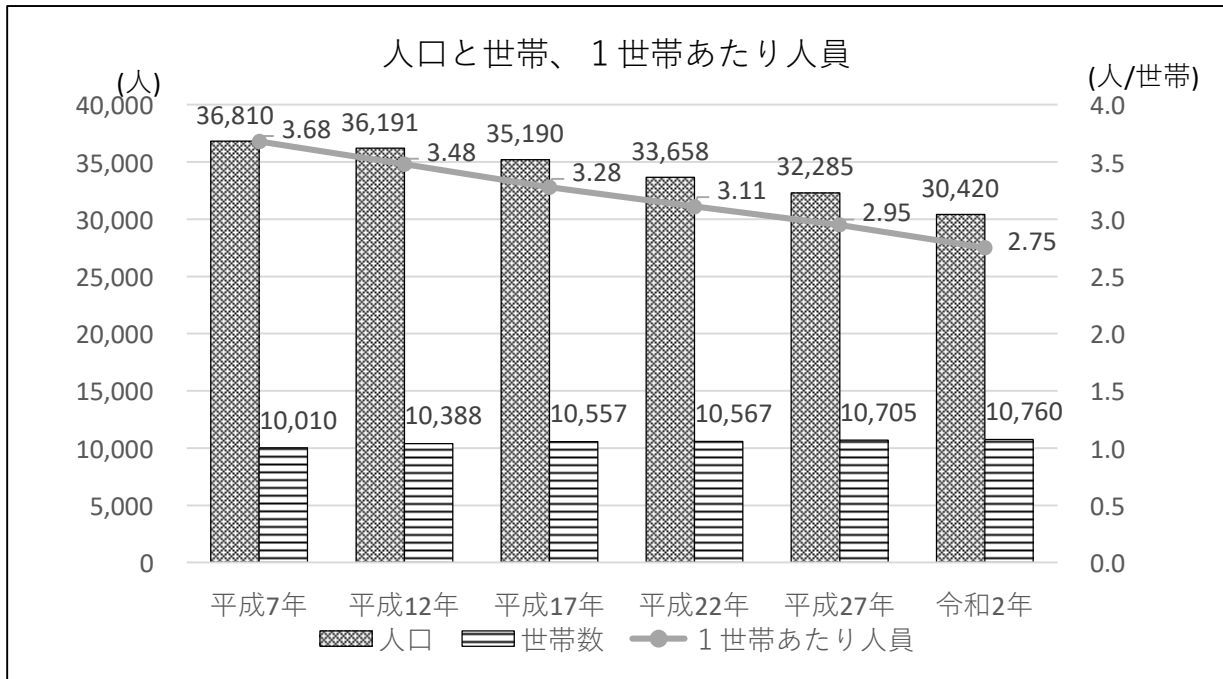
P D C Aサイクルを活用して、各施策の効果や改善点を明らかにし、地域福祉の推進と今後の施策の充実を図ります。

第2章 南陽市の現状と課題

第1節 南陽市の現状

(1) 人口の状況

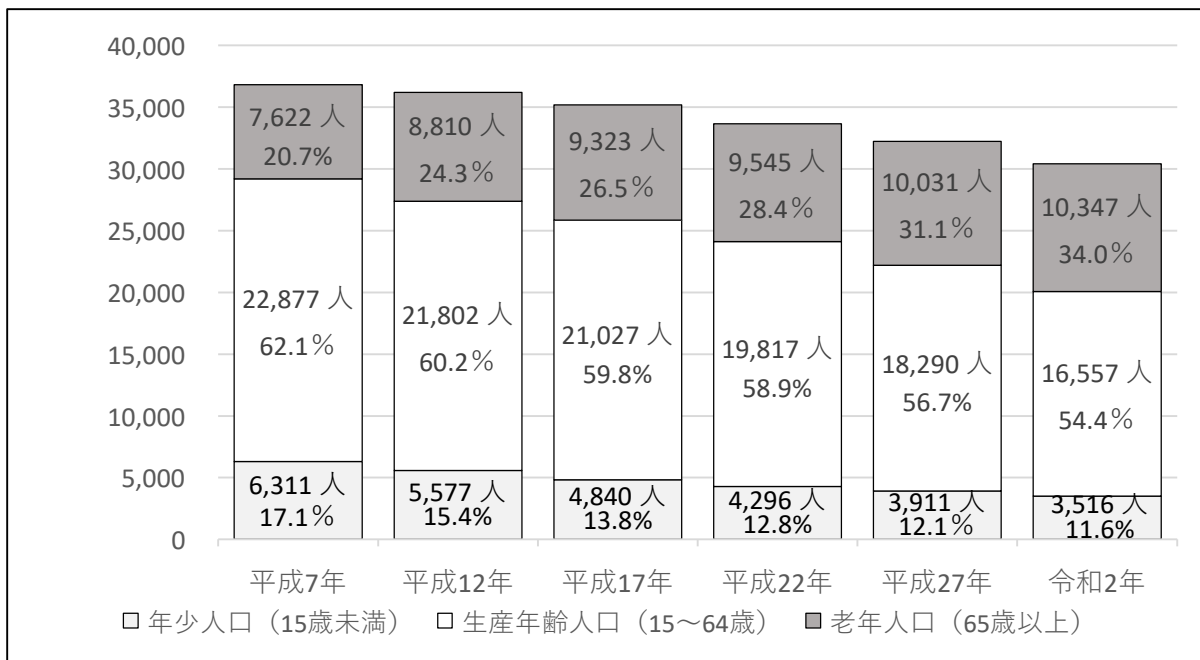
平成27年の国勢調査による本市の人口は32,285人でしたが、令和2年の国勢調査では、30,420人と1,865人減少しています。また、世帯数については増加していますが、本市全体で核家族化や単身世帯の増加が進んでおり、一世帯あたりの人員は年々減少しています。



(資料) 国勢調査

◆年齢別人口の推移

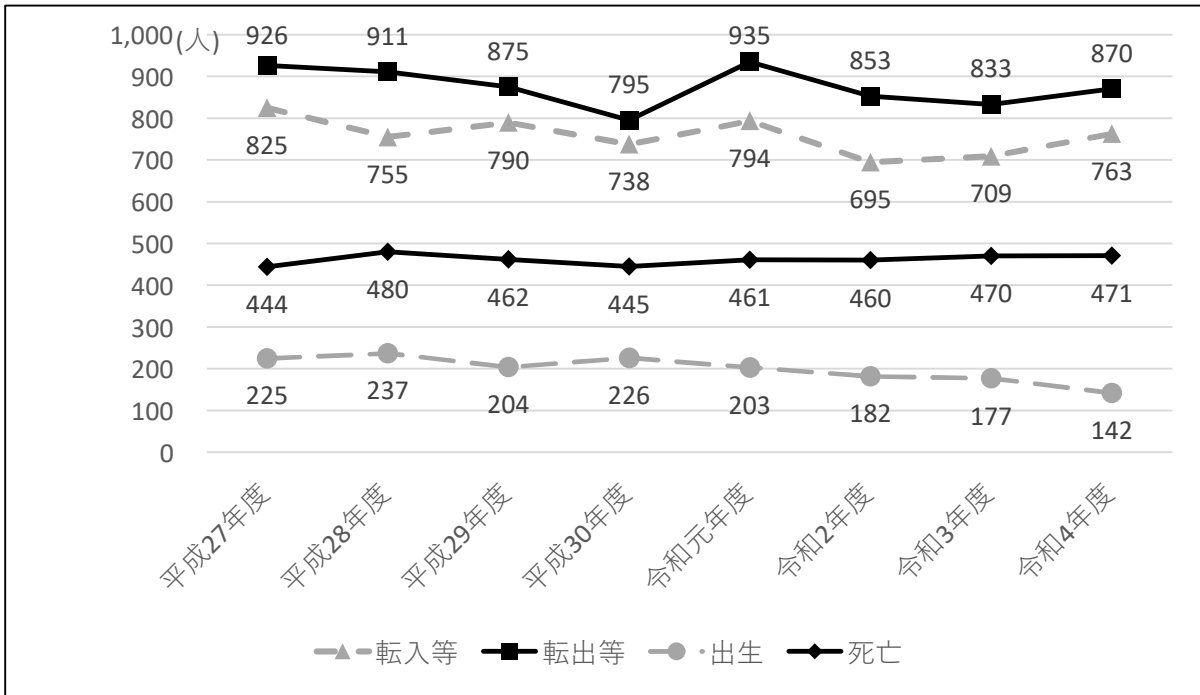
年齢別の人口の推移では、年々老年人口が増加しており、年少人口が減少し、少子高齢化が進んでいます。



(資料) 国勢調査

◆社会動態と自然動態

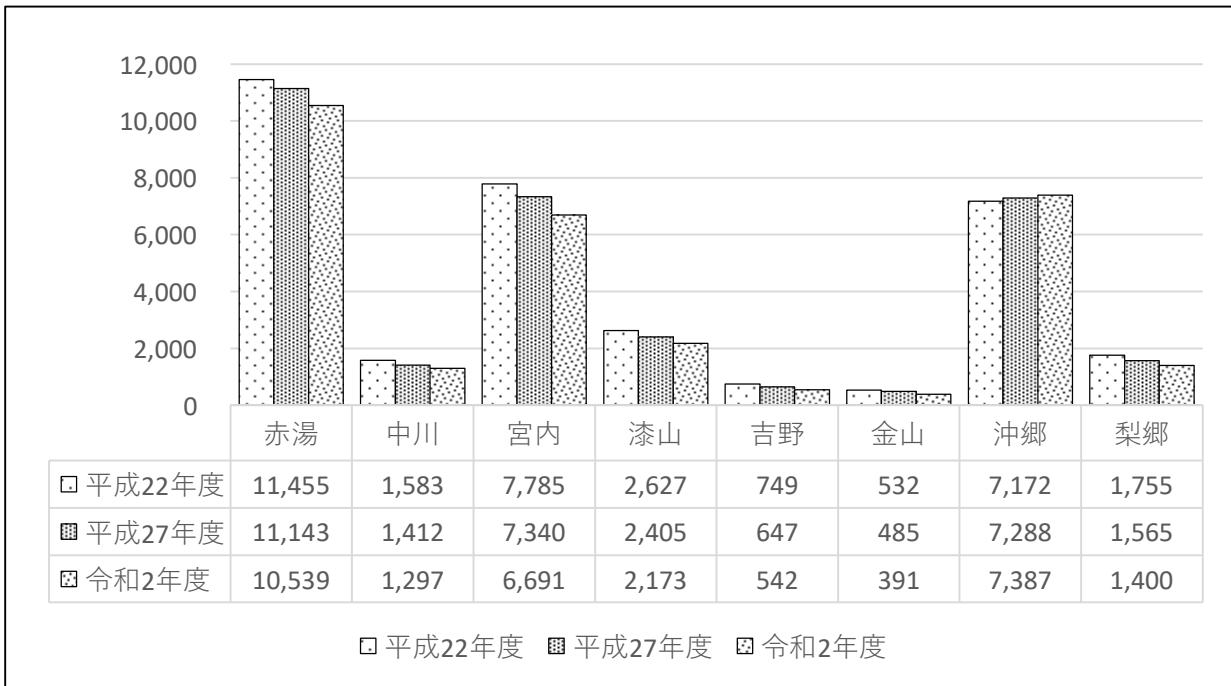
自然動態は、年々出生数が減少し、死亡数が上回っています。また、社会動態については転出者数が転入者数を上回っています。



(資料) 南陽市の統計

◆地区別人口の推移

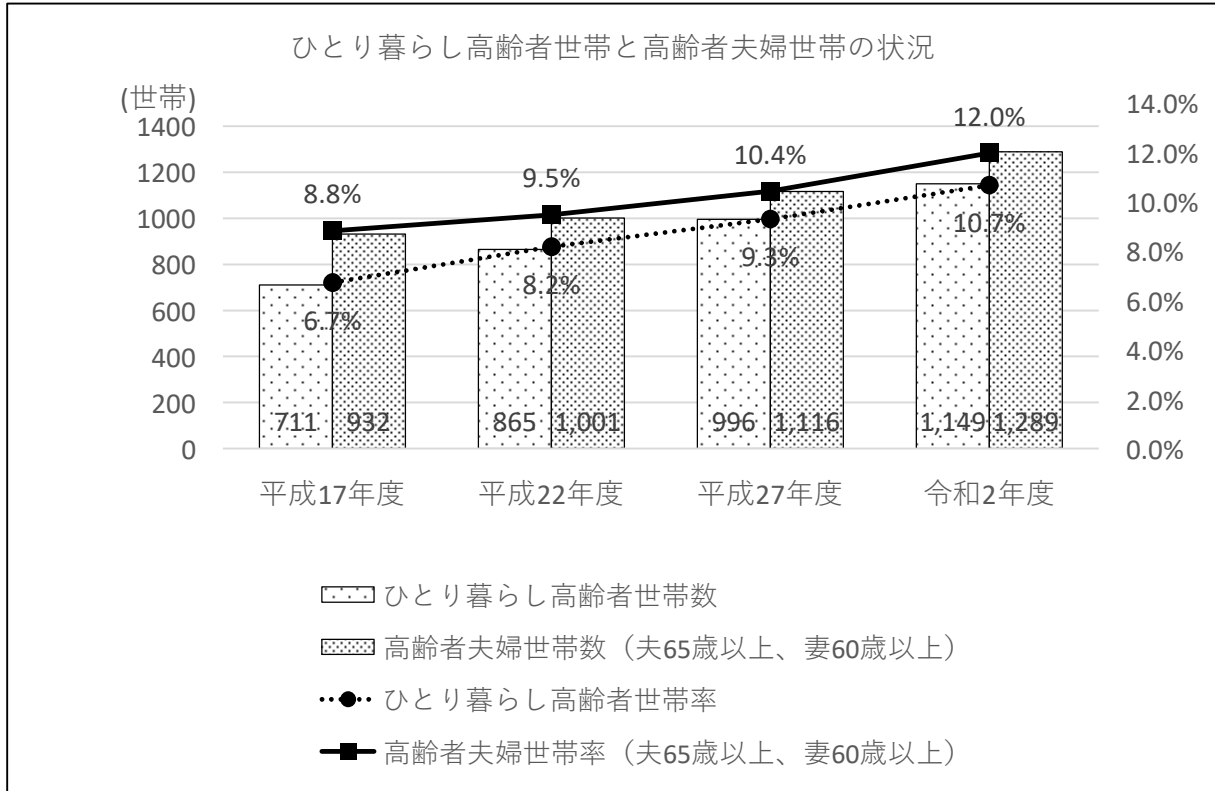
地区別人口は、沖郷地区以外の地区で減少しています。



(資料) 国勢調査

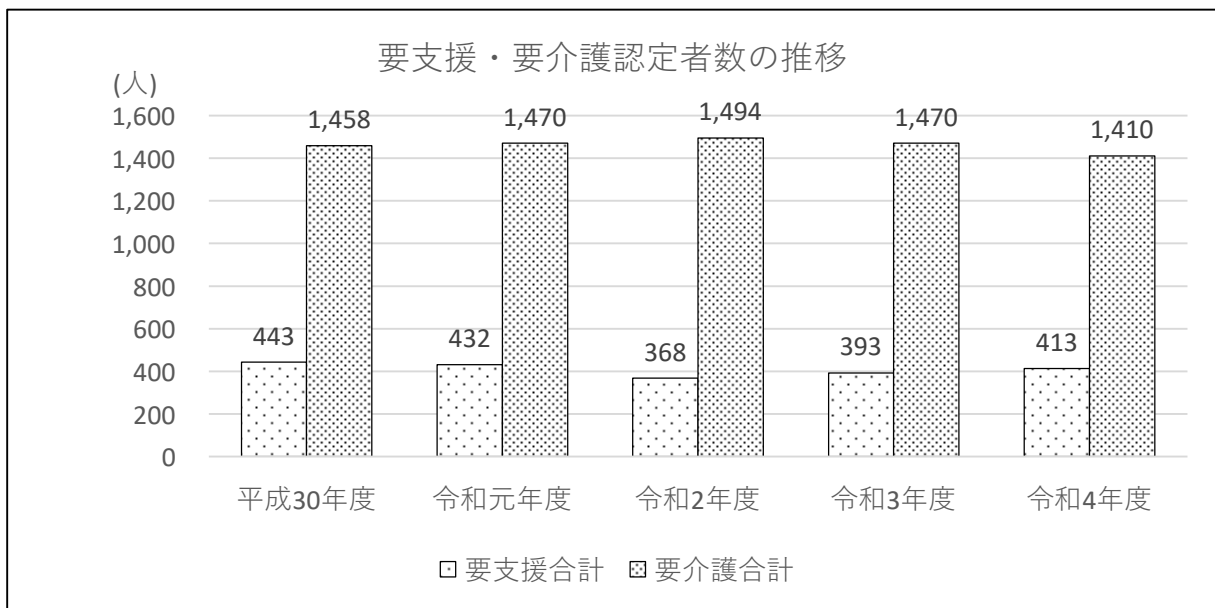
(2) 高齢者の状況

高齢者の世帯状況をみると、一人暮らし高齢者の世帯は全世帯の10.7%、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦のみの世帯は12.0%を占め、平成22年度から令和2年度の10年間でそれぞれ約1.3倍となっており、増加傾向が続いています。



(資料) 国勢調査

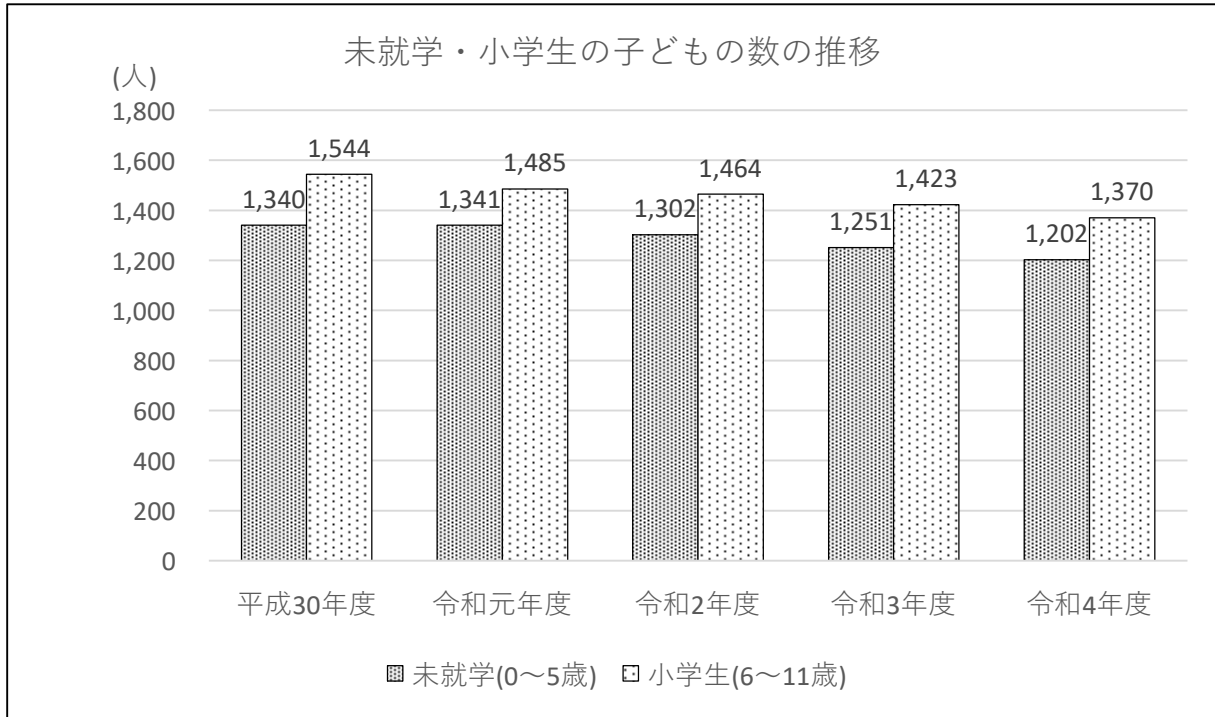
令和2年度から介護保険制度による要支援者数は微増、要介護者数は減少傾向が続いています。



(資料) 福祉課

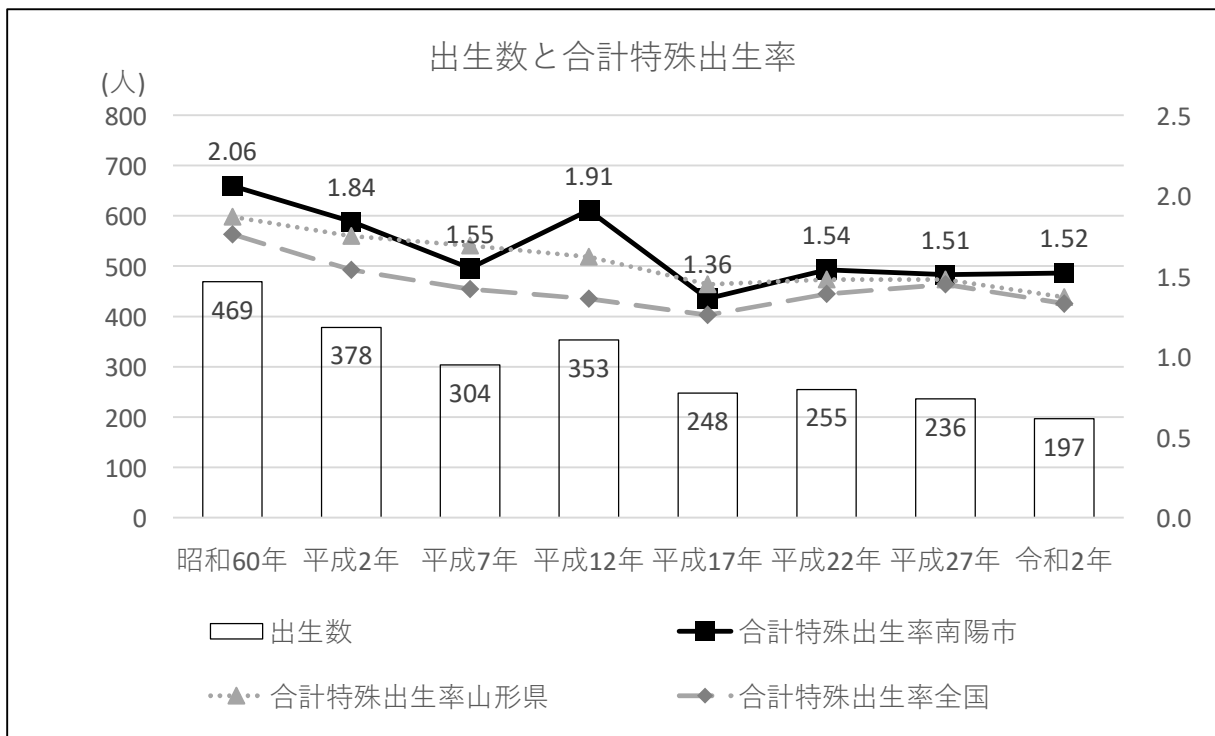
(3) 子どもの状況

本市の未就学児及び小学生は近年、年4%程度の割合で減少しています。



(資料) すこやか子育て課
学校教育課

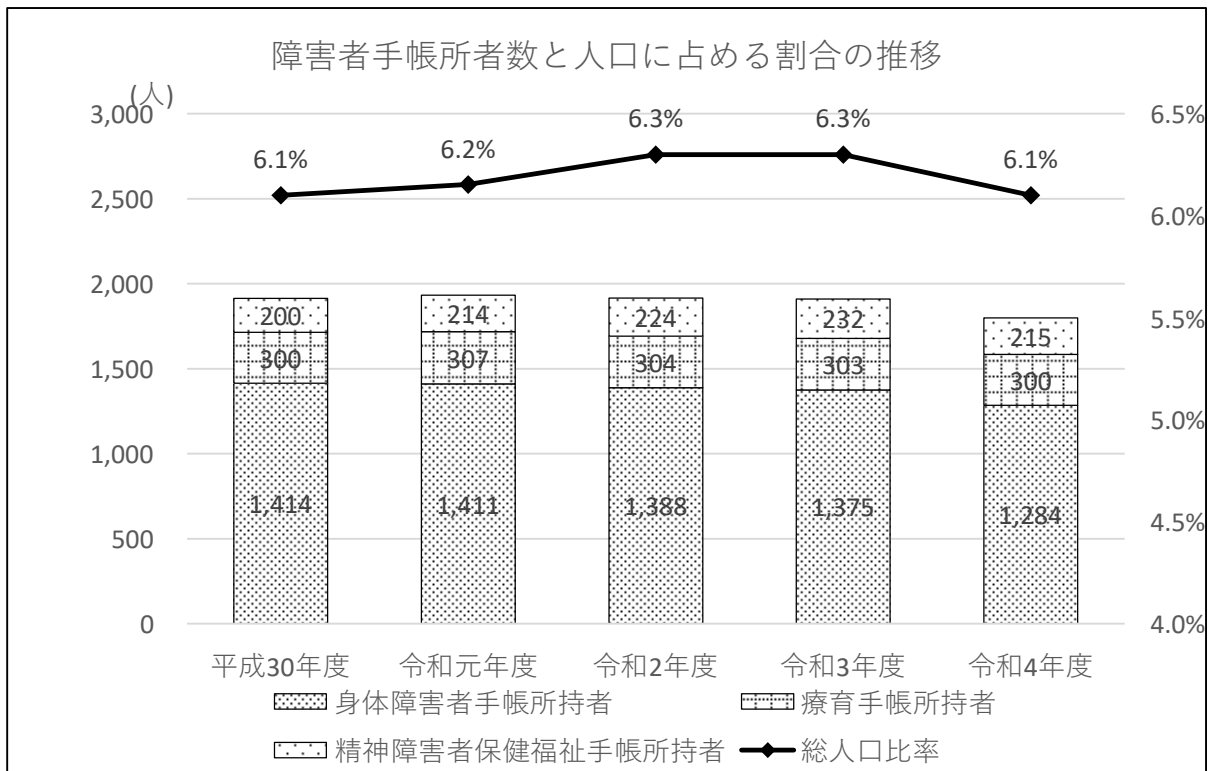
本市の出生数、及び合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子どもの平均数）は、昭和46年～昭和49年生まれの団塊ジュニア世代が出産期にあたる平成12年に上昇に転じた以外は、ほぼ減少傾向にあります。本市の合計特殊出生率は、過去には全国平均よりも上回っていましたが、平成17年以降は全国平均並みで推移しています。



(資料) 山形県

(4) 障がい者の状況

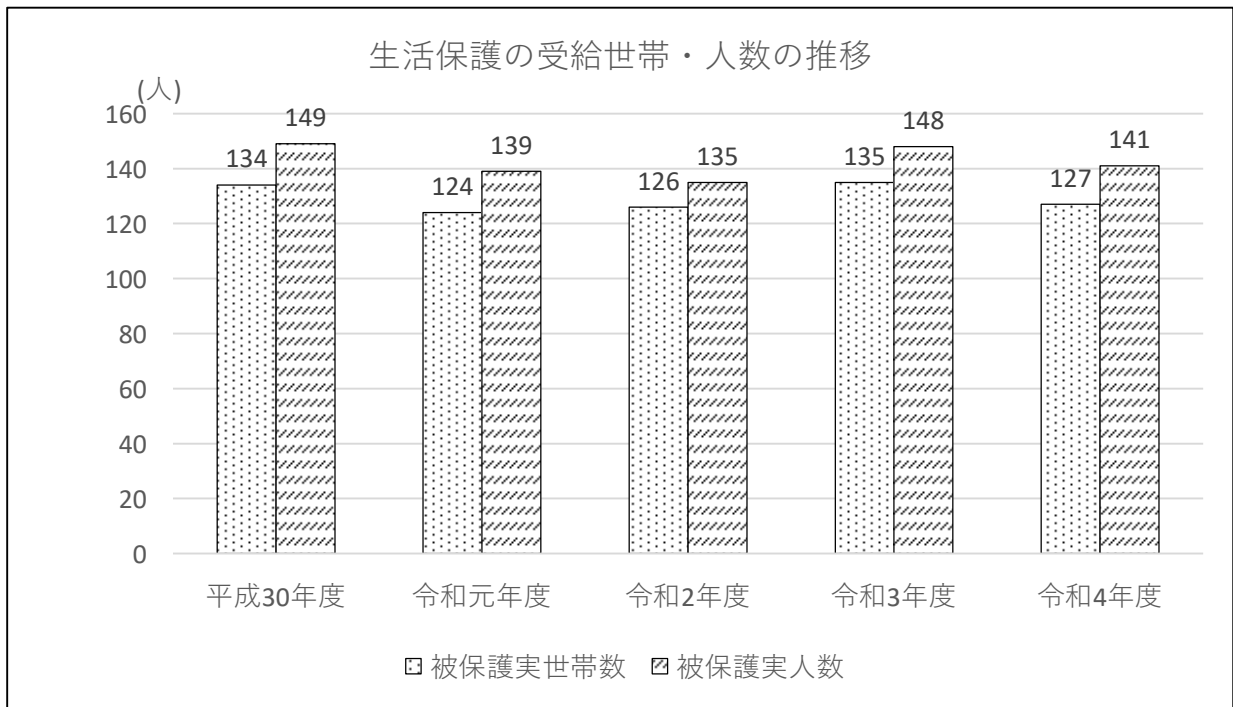
障害者手帳の保有者は近年2,000人弱で推移しており、人口に占める割合も6.0%台で推移しています。身体障害者手帳所有者は全体の約7割を占めております。



(資料) 福祉課

(5) 生活保護の状況

本市の保護状況は、令和4年度末で127世帯、被保護実人数141人、保護率は0.48%で、5年間で大きな変動はありません。



(資料) 福祉課

第2節 第1期計画の振り返りと地域課題

(1) 第1期計画の振り返り

計画の基本理念に基づき、4つの基本目標ごとに重点施策を掲げ、住民主体である「自助・互助」と行政や社会福祉協議会が担う「共助・公助」を明確にしながら事業に取り組んできました。

しかし、計画期間中である令和2年度から約3年間は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、人々の行動が制限され、家族や地域との交流も思うようにできない状況に陥りました。

地域を支える様々な事業も休止や自粛を余儀なくされるなど、当たり前の日常が大きく変化してしまったことによる心身の負担や影響も図り知れません。そのような中でも、介護や障がいのサービス提供を始め市民の暮らしに欠かせない事業については、感染防止対策を行い、できる限りの対応を続けてきました。

さて、南陽市の人口は年々減少しており、令和4年9月末には3万人を切ってしまいました。令和5年度には高齢化率は35%を超え、単身高齢者世帯や高齢夫婦世帯数も年々増加しています。また、令和元年度までは200人以上だった出生数も、徐々に減少し令和4年度には150人を下回るなど少子化が顕著になっています。

少子高齢化や核家族化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大など不測の事態により、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中、介護や子育て、生活困窮や虐待、ひきこもり問題などへの対応も困難さが増しているため、住民・行政及び関係機関の連携や住民相互の支え合いなど、地域ぐるみの支援体制の強化充実が求められます。

基本目標

1 地域福祉を担う人材づくり

誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けるためには、家族の協力や公的支援制度の活用だけで支えるには限界があり、地域の支え合いは大きな力となります。

そのような中、民生委員・児童委員は地域住民にとって最も身近な相談相手として活動を続けており、社会福祉協議会の小地域福祉ネットワークでは地域に根ざした事業を展開するなど地域福祉の牽引役となっています。さらに、高齢者の健康増進と外出交流を目的とした、通いの場の運営や移動支援も住民主体で実施されています。

社会福祉協議会の小中学生や高校生のボランティア団体では、体験や学習を重ねて、地域課題解決に向けた活動を積極的に行っています。市内の中学校や高等学校でも、高齢者世帯のゴミ出しや草むしりの支援活動が行われるなど、ボランティアの心が育まれています。このようなボランティアの輪の広がりが、若者グループによる「地域食堂」の立上げにも繋がりました。

さらに、令和3年度に施行された「南陽市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき、市民の理解を深めるため、小中学生や企業向けの出前講座を開催するなど差別のない共生社会を推進する取り組みを行っています。

しかし、一方では、民生委員・児童委員のなり手がなく選任できない地区があるなど、地域を支える側の人材不足が深刻化しています。

2 健康と生きがいの地域づくり

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう社会全体で支える活動を推進しています。年代や目的に応じた事業を行い健康意識を高めてきました。特に、今後懸念される高齢者の認知症対策事業へも積極的に取り組み、介護予防の推進を図っています。

また、シルバー人材センターでの就業や老人クラブの活動そして地域サロンでの交流を通して、高齢者がこれまで培った経験や能力が活かされるなど生きがいづくりにも繋がっています。

さらに、地区公民館が拠点となり、特色ある地域づくりや生きがいづくり事業を推進したり、市民団体が主体となる新たな居場所づくりも進むなど、世代間交流が活発化する取り組みも行っています。

障がい者の社会参加の促進を図るため、障害者差別解消法の周知に努めました。また、農福連携事業などでは一定の成果はあったものの、障がい者の自立に向けた一般就労機会の確保については一層の努力が必要です。

3 福祉で支える安全網づくり

ひきこもりや孤独・孤立については、表面化しづらいことから実態把握が難しい状況ですが、関係機関との連携を強化し、相談しやすい専門窓口の設置とその周知に努めてきました。地域子育て支援センターでは、子育て相談や情報交換により親子の交流の場を提供しています。また、令和3年度には「発達支援室」を開設し、生きづらさや発達に不安を抱える若者やその家族の相談事業を実施するとともに、「南陽市プラットホーム」を組織し横断的な支援の充実を図りました。さらに、令和5年度には、ひきこもり等の若者が社会参加への一歩を踏み出せるよう「若者の居場所」を開設するなど、段階的に支援体制を整えてきました。生活自立支援センターでは、様々な事情で生活困窮に陥った方が自立できるよう相談支援にあたっています。

認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分な方の権利を保護し、支援するため、地域包括支援センターや福祉課が成年後見センターと連携し、成年後見制度の利用促進を図っています。

今後も引き続き、適切な相談窓口に繋がるよう、分かりやすい情報提供に努めていく必要があります。

4 安心して暮らせる社会基盤づくり

民生委員・児童委員を始め、地域の福祉を支えるあらゆる関係機関がその役割を認識し支援の充実を図るとともに、状況に応じて連携できる体制づくりは進んできています。しかし、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、身近な住民同士が手を取り合う関係性を普段から築いていくことが大切です。

(2) 民生委員・児童委員アンケートによる本市の地域課題

民生委員・児童委員は日頃から地域住民がかかえる生活上の相談に応じるなど、地域社会の実情把握に努めております。そこで、民生委員児童委員協議会をつうじて、地域の諸課題等について、意見・要望の形でアンケート方式により情報提供を受けました。そのうち主なものを以下に示します。

- ・自宅から停留所まで距離があり、高齢者には市民バスが使いにくい。タクシーを使わざるを得ないため経済的な負担が生じる。
- ・日常活動するうえで、民生委員・児童委員と地区長や社会福祉協議会との協力体制は欠かせない。連絡協議会等あれば動きやすい。
- ・高齢者で日常のゴミ出しが難しい方には、隣近所の協力(善意)が大事だが、人の出入りが多い地区はコミュニケーションが不足しがちになる。広報等で交流が盛んになるような手立てを検討してもらいたい。
- ・個人情報保護の関係で情報が入手できず、活動が制限され解決が延びたり止まってしまう場合がある。
- ・主任児童委員の役割について地域の認知度が低い。あらためて学校や地域に周知できないものか。
- ・夏は猛暑、冬は大雪等で子どもたちの遊ぶ場所が限られる。子どもたちが、年間をとおして屋内で遊べる場所を検討してもらいたい。
- ・未だに選任されていない地区がある。民生委員・児童委員のなりて不足は深刻。

第3章 計画の理念と体系

第1節 基本理念

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、地域で暮らしている人は誰でも社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重しあうことが大切です。すべての人が人として尊厳をもって、住み慣れた家や地域の中で安心してその人らしい自立した生活を営むことができるように、お互いの生活上の課題を認識し、支え合って「共に生きる社会づくり」を進めることが、地域福祉を推進する基本的な考え方です。

このためには、生活上の課題を持つ人だけでなく、地域住民全体が「共に生きる社会」を実現すべきであるという価値観を共有することが必要とされ、住民と行政が相互に話し合い、理解し合いながら協働する「公民の協働（パートナーシップ）」の考え方を持つことが重要です。住民と行政は共に「福祉は行政が行うもの」といった意識を改め、地域住民一人ひとりが自らも地域社会を支える構成員の一員であることを自覚し、地域課題の解決に向けて社会福祉に関する活動に主体的に参加していくことが望まれます。

近年、高齢者に関する介護等の課題だけでなく、若者のひきこもりや、精神障がいのある人とその親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう「80・50問題」、生活困窮等に直面する世帯の増加など、あらゆる世代の様々な課題が複雑化しています。

南陽市では、地域住民に対し、必要な医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供し支援する「地域包括ケアシステム」を深化させるとともに、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」を目指します。

そのため、第1期計画の基本理念である「市民一人ひとりの取り組みと住民相互の支え合いのまち 南陽」をこの第2期計画においても引き継ぐものとします。

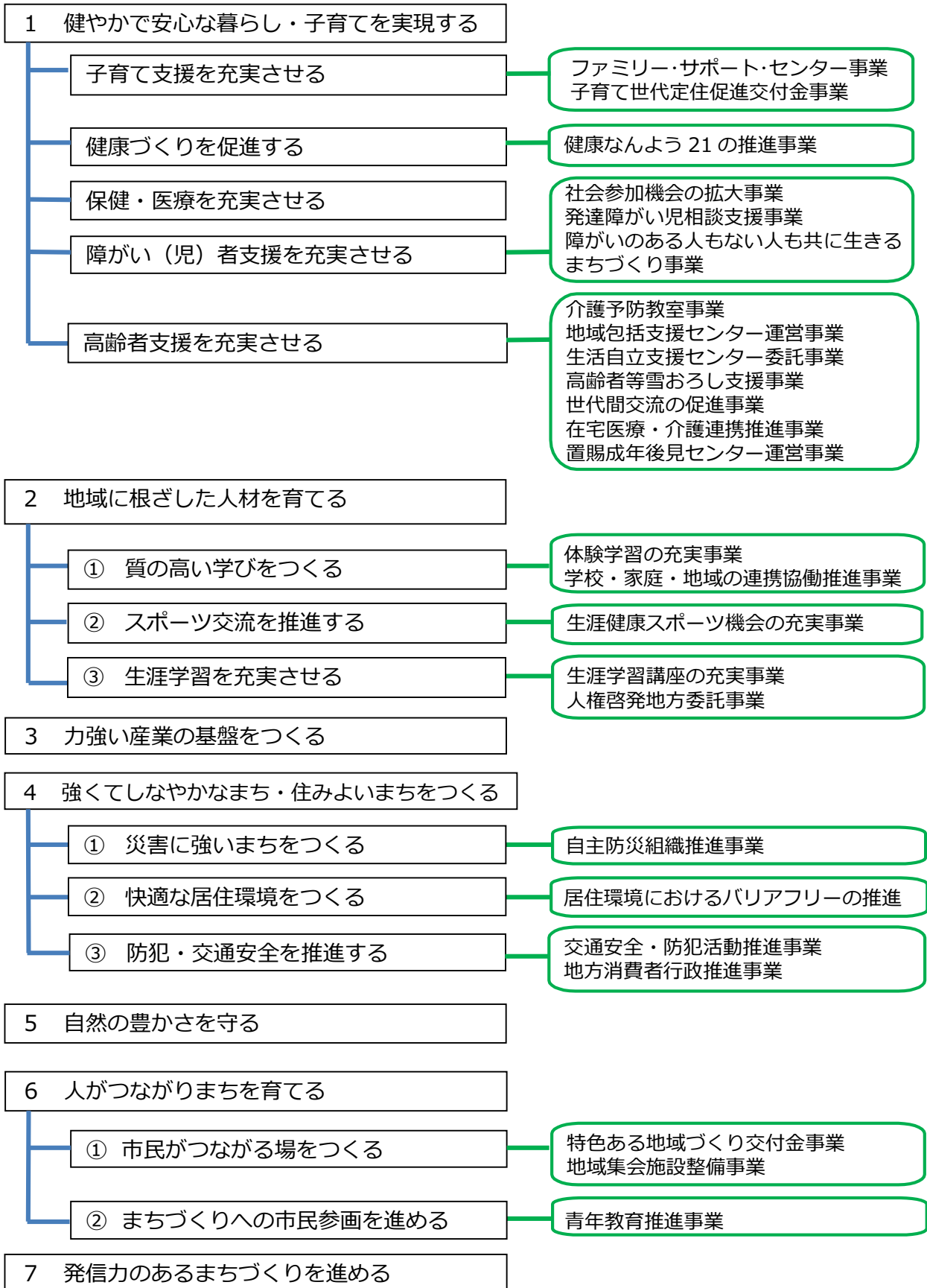
基本理念

市民一人ひとりの取り組みと住民相互の支え合いのまち 南陽

第2節 計画の体系

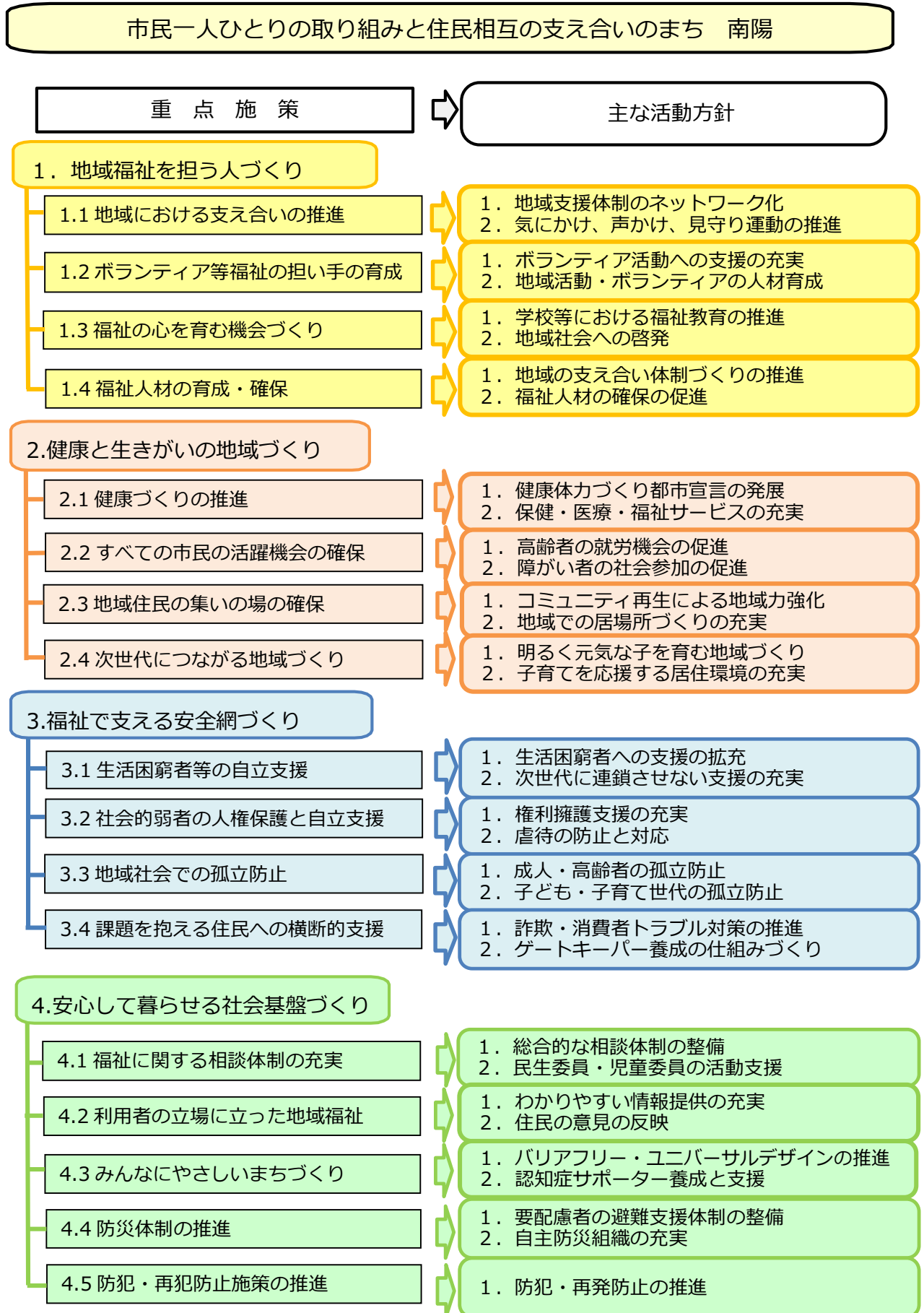
(1) 南陽市総合計画との関係

【南陽市総合計画基本目標】



(2) 計画の体系

(基本理念)



第4章 施策の取り組み

第1節 地域福祉を担う人づくり

1.1 地域における支え合いの推進

現状と課題

<少子高齢化と家族の変化>

□家族構成をみると、三世帯以上の家族が同居する世帯は23.4%と全国平均は上回っているものの減少傾向にあり、その他、親と子、夫婦のみ、一人暮らし世帯の増加が見られます。そのため乳幼児を抱える核家族には子育ての負担軽減が、一人暮らし高齢者には常日頃からの見守りが必要になります。

□少子高齢化は、自治体に対して大きな課題をもたらしています。人口減少により税収増が期待できず、限られた財源の範囲で自治体を運営しなければならない一方で、行政に対するニーズは増大しています。相矛盾する諸課題に対応するためにも、地域の支え合い体制を構築し、有効に機能するよう取り組むことが不可欠になります。

取組の状況

<地域包括ケアシステムの構築>

□本市では、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。地域包括ケアシステムとは要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる支援体制のことです。高齢者や介護者への支援・情報発信の強化を図るとともに、各サービス提供事業者に対しても、情報の共有・必要な支援を進めています。

<小地域福祉ネットワーク事業の推進>

□社会福祉協議会（以下「社協」という）では、市内8支部において小地域福祉ネットワーク事業の推進を支援しており、現在2支部において福祉協力員等を配置し実施していますが、他支部においても地域の実情に応じて活動を展開できるよう事業の充実に努めています。

□町内会、隣組単位等の小さなグループで高齢者や障がい者世帯等の日常的な見守りや冬季間の除雪を行う「おもいやりネットワーク」事業を展開し、現在市内で8団体が活動し、さらに登録団体を増やすべく周知を進めています。

<民間事業者等との連携による見守り>

□行政と事業者とで「地域の見守り活動」の協定締結をしていますが、事業者から通報があった際には民生委員・児童委員や地域包括支援センターなど関係機関と連携して対応します。

今後の方策

【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化
<p style="text-align: center;"><地域支援体制のネットワーク化></p> <p>□福祉を他人事、特別なこととは思わず、自分もいつかは関わる問題として捉えます。</p> <p>□「向こう三軒両隣」、気軽に挨拶を交わすことを心がけ、日常的なさりげない見守りや助け合いを意識します。</p> <p>□普段から何でも話し合える仲間や、近所で「頼り」「頼られる」関係性を築いていきます。</p> <p>□地域の福祉活動に関心を持ち、自分の知識や経験を活かし、できることから活動に参加していきます。</p> <p style="text-align: center;"><気にかけて、声かけ、見守り運動の推進></p> <p>□全地域での住民主体の見守り活動の実施を目指します。特に、子どもが地域で安心して遊ぶことができるよう見守りを行います。</p> <p>□一人での地域活動への参加を躊躇する人がいれば、積極的に声をかけ、誘い合います。</p> <p>□地域において、住民同士が知り合うきっかけをつくり、高齢者や障がい者、子どもたちと交流する機会をつくります。</p> <p>□自治会や老人クラブにおいて、地域福祉の視点に立った取り組みを検討します。</p>	<p style="text-align: center;"><地域支援体制のネットワーク化></p> <p>□本市総合計画では「つながり つどう 縁結ぶまち」を将来都市像に掲げていますが、同時期に策定した「高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」「障がい者計画・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」とともに地域共生社会を目指すものとしています。</p> <p>□本市では地域共生社会を実現するため、国の動向を注視しながら制度改正に迅速に対応して効果的にサービスを提供できるよう努めます。</p> <p>□福祉施策の立案や推進に市民が参画できる機会を設けます。</p> <p style="text-align: center;"><気にかけて、声かけ、見守り運動の推進></p> <p>□地域住民と子どもや高齢者の交流機会を増やし、見守りや助け合いの活動を醸成、支援する地域福祉ネットワークを形成します。</p> <p>□市内で実践されている地域の取り組み（介助や日常の手伝い等）の事例を紹介する機会を設け地域活動への参加の促進を図ります。</p>

〔施策の主な事業〕

地域包括支援センター運営事業	認知症対策及び予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業	生活自立支援センター委託事業
民間事業者等との連携による見守り事業	放課後子供教室
小地域福祉ネットワーク事業「地域の支え合い活動ネットワーク」	

1.2 ボランティア等福祉の担い手の育成

現状と課題

＜市民生活に沿ったボランティア活動＞

□高齢者や障がい者世帯の困りごとでゴミ出し、除草、除雪等が挙げられます。除雪やその他の日常生活の支援、高齢者の見守りなどは、地域ボランティアが活躍できる活動であり、そのための体制の構築と担い手の育成が求められます。

□市内小中学校でも地域ボランティアが活躍しており、児童・生徒がボランティア活動の理解の場となっています。

＜ボランティア活動参加に向けた広報の必要性＞

□社協では住民同士で助け合うボランティア活動を推進しているが、ボランティアのニーズの増加に対して担い手不足が生じていることから、ボランティア活動の重要性についての訴求点を明確にした広報が求められています。

取組の状況

＜高齢者の見守り、除雪支援＞

□高齢者の見守りについては、市が提供する一人暮らし高齢者等の情報を基に民生委員・児童委員が見守りを行っているほか、民間事業者等の協力を受けています。除雪については、社協が除雪ボランティアをマッチングしているほか、青年会議所等の団体によるボランティア活動が行われています。

□高齢者や障がい者世帯が自立した在宅生活を送るため日常的な見守り活動や除雪等を行う団体「おもいやりネットワーク」のほか住民同士の助け合い活動を行う「フク菊丸応援隊」を立ち上げボランティア活動を推進しています。

＜ボランティア活動への支援＞

□ボランティア活動全般について、社協がボランティアセンターを設置し、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介をしています。

□ボランティア活動の発表の場としてボランティアフェスティバルを開催し、地域の担い手やボランティア活動の理解、参加促進に努めています。

今後の方策

【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化
<p style="text-align: center;"><ボランティア活動の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> □自分が関心を持つボランティアに関する講座等に参加するよう努めます。 □自分ができることや地域住民ができることについて検討します。 □地域の行事や地域活動に関心を持ち、参加するよう努めます。 □ボランティア活動の充実を図るとともにボランティア同士の交流の輪を広げます。 <p style="text-align: center;"><地域活動・ボランティアの人材育成></p> <ul style="list-style-type: none"> □若者による地域づくり座談会へ参加するよう努めます。 □リーダーを養成するための市民講座等に参加するよう努めます。 	<p style="text-align: center;"><ボランティア活動への支援の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> □ボランティア活動の拠点として、いつでも利用できるよう、公共施設や地域の公民館等を広く開放します。 □ボランティア体験の場を充実させます。 □ボランティア友の会、赤十字奉仕団への支援を継続します。 □自主防災組織や地域見守り活動への支援を充実します。 □日常的な困りごとに関する有償ボランティアの仕組み等を充実させることにより、ボランティア活動への経済的な支援を継続します。 □市内避難者に対し、生活支援相談員等により避難生活の支援及び孤立防止を図ります。 □寄附やフードドライブに取り組むボランティア等のネットワーク構築やフードバンクの仕組みを広く周知し活動の充実を図ります。 <p style="text-align: center;"><地域活動・ボランティアの人材育成></p> <ul style="list-style-type: none"> □ボランティアセンターによる小中高校生ボランティアの育成を継続し、福祉ボランティア意識の向上と啓発を図ります。 □若者による地域づくりへの参画を推進し、リーダーの人材育成を図り、ボランティアやNPO 活動の展開を促進します。 □NPO 等多様な主体による福祉事業の人材確保のための仕組みづくりを検討します。

〔施策の主な事業〕

<p>ボランティアセンター活動拠点の整備</p> <p>避難者生活相談支援事業の実施</p> <p>ボランティアフェスティバル</p> <p>フク菊丸応援隊</p>	<p>高齢者地域サロンリーダーの組織化</p> <p>共同募金事業、災害募金活動の実施</p> <p>きらきらE K U B Oキッズ</p> <p>青年教育推進事業</p>
--	---

1.3 福祉の心を育む機会づくり

現状と課題

<福祉教育の必要性>

□子どもの福祉の心を育むためには、普段からの各家庭や学校における教育が重要です。また、核家族化の進展により、子どもにとって高齢者が身近な存在ではなくなっていることから、世代間交流や、福祉体験の機会を通じて、高齢者、障がい者との交流を促す取り組みも必要になります。

□南陽市社会福祉法人連絡会では「ふくし出前講座」があり、事業周知のための働きかけが必要になります。

<ボランティア活動を通じての福祉教育>

□児童・生徒のボランティア団体を組織し、社会福祉の価値・理念などを実践を通して学ぶ活動を行っています。

□ボランティア活動という実践、体験を通じての学びから、高齢者や障がい者が抱える問題に気づき、将来的な地域福祉活動の推進に寄与するものと期待されます。

取組の状況

<福祉教育の取り組み>

□学校の教育活動全体を通して、一人一人を大切にした学級づくり、家庭や地域・学校間の連携・連動・一体化による幼児期からの多様な体験活動や社会参画活動の積み重ね等を通して、「豊かな情操」の醸成を図っています。

□家庭の教育力の向上を図るため、親に対する家庭教育に関する学習として「やまがた子育て講座」や「幼児共育（ともいく）講座」を実施しています。

□本市では社会を明るくする運動（犯罪をなくして社会を明るくするために、更生保護についての正しい理解を深め、活動に参加するよう呼びかける全国的な啓発運動）を通じて子どもたちの福祉の心を育んでいます。

<多様な主体による社会づくり>

□行政機関や社協をはじめとする福祉関係団体・機関等が福祉の心の醸成に向けた普及・啓発活動に取り組んでおり、各種講座やボランティア活動、体験活動等を通して、福祉の心を育む機会を市民や団体に提供しています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p style="text-align: center;"><学校等における福祉教育の推進></p> <p>□児童・生徒が、地域を知って自ら行動し多様な体験を広げるとともに、地域と学校が一体となって、子どもを見守り、育成する活動を推進します。</p> <p>□地域と学校とが協力して実施する福祉活動のあり方を検討します。</p> <p>□幼少期から挨拶（声かけ）を励行し、身近にボランティア等の地域活動が体験できる機会をつくり福祉に触れる土壌をつくります。</p> <p>□幼児期からのボランティアを考える機会を働きかけます。</p> <p style="text-align: center;"><地域社会への啓発></p> <p>□地域・学校・家庭が連携して世代間交流や地域間交流を行います。</p>	<p style="text-align: center;"><学校等における福祉教育の推進></p> <p>□様々な成長過程において、世代間交流や地域間交流等の活動に取り組み、互いに励まし、助け合い、協調関係を学ぶ教育を進めます。</p> <p>□出前講座や各種講習会、勉強会等の開催を通じて、地域福祉の意識の醸成を図り、地域活動への参加を促進します。</p> <p>□多様な体験活動により児童・生徒の社会参画を促進します。</p> <p>□地域社会を学び、地域で役割を担う意識を醸成します。</p> <p>□小中学校における学校行事や委員会活動によるボランティア活動を推進します。</p> <p style="text-align: center;"><地域社会への啓発></p> <p>□ボランティアや地域活動に参加するための情報の提供を充実させます。</p> <p>□市内で実践されている地域の取り組み（介助や日常の手伝い等）の事例を紹介する機会を設け地域活動への参加の促進を図ります。</p> <p>□地域福祉活動の推進のため、コーディネーター機能の充実を図ります。</p>

〔施策の主な事業〕

<p>体験学習の充実</p>	<p>差別解消出前講座</p>
<p>社会を明るくする運動推進事業</p>	<p>福祉教育出前講座</p>
<p>福祉活動功労者・団体顕彰事業</p>	

1.4 福祉人材の育成・確保

現状と課題

＜介護や福祉の現場の人材不足＞

□本市では、地域包括ケアシステムの構築を進めてきましたが、関係機関の中でも介護保険施設や医療機関はその中核をなすものであり、システムが有効に機能するために必要不可欠です。現在、介護や医療の現場での人材不足が深刻な状況であり、各施設や事業所の運営が危惧されます。

□「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（南陽市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第9期）によると、高齢者の地域活動への参加意向は市全体で51%と高く、それは活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防にもつながります。こうした観点から、これまでのように高齢者を介護予防等のサービス利用者としてみるのではなく、地域福祉の担い手にとらえ、実際に高齢者自身がサービスを提供する環境を整備することが重要になります。

□民生委員・児童委員は民生委員法の規定により委嘱されますが、「なり手」の確保が課題となっています。地域の身近な相談相手としての必要性や活動内容の周知が必要です。

取組の状況

＜生活支援コーディネーターの活動推進＞

□地域包括支援センター内に生活支援コーディネーターを2名配置し、様々な地域資源の把握、新たなサービスの創出に努め、住民主体の活動を推進しています。

□多様な主体が参加し情報共有・連携強化をする生活支援協議体を組織し、包括的な生活支援体制作りに努めています。

＜事業者や介護職員への支援充実＞

□国や県と連携し、介護職員処遇改善加算や介護ロボット、ICT導入に係る支援策、また介護職員初任者研修受講支援費補助金や外国人介護人材支援センターの周知、活用等により介護職員や事業者を支援しています。

＜民生委員・児童委員による福祉サービスの情報提供＞

□民生委員・児童委員は、地域住民の様々な相談に応じ、必要なサービスに繋げることや福祉サービスに関する情報を提供する等の役割を担っています。市・社協では、民生委員・児童委員の資質向上に向けて各種研修を実施し、活動を支援しています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p style="text-align: center;"><福祉分野への理解の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> □地域福祉や介護・福祉サービスに関する情報に積極的に接して理解を深めます。 □介護・福祉の職業を正しく理解し、家族や地域で話しをします。 □認知症サポーター養成講座等に積極的に参加します。 	<p style="text-align: center;"><地域の支え合い体制づくりの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> □中長期的な視点に立ち、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に応じて住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの深化等に向けた取り組みを推進します。 <p style="text-align: center;"><福祉人材の確保の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> □山形県社会福祉協議会と連携し、山形県福祉人材センターによる福祉人材の斡旋・紹介等を活用し、福祉事業を行う職場への就職を促進します。また、福祉分野の人材に関する情報提供や、各種講習会を開催により人材の確保に努めます。 □高齢者がサービスの提供者として社会参加することができるよう、生活支援も含めた多様なサービスの開発及び体制整備に努めます。 <p style="text-align: center;"><生活支援コーディネーターの活動推進></p> <ul style="list-style-type: none"> □生活支援コーディネーターの配置を継続し、活動の充実に努めます。

〔施策の主な事業〕

<p>生活支援コーディネーターの配置 介護職員養成研修</p>	<p>民生委員・児童委員活動支援 認知症サポーター養成講座</p>
-------------------------------------	---------------------------------------

第2節 健康と生きがいの地域づくり

2.1 健康づくりの推進

現状と課題

<健康づくりの意識>

- 健康づくりの目的は世代によって異なり、若い世代では趣味やレクリエーションとして、60～70歳代では老人クラブ等で交流も楽しむことができるスポーツ、80～90歳代では介護予防が特に求められている健康づくりの取り組みと考えられます。また、介護や子育て期には運動機会が減少する傾向にあります。
- 車への依存度が高い生活スタイルにより歩く機会が少ないことも、「立つ」「歩く」といった動作が困難になるロコモティブシンドローム（運動器症候群）の要因と考えられます。将来の介護予防にもつながるため、軽スポーツ事業の推進が必要です。
- 市が主催する健康教室は参加者が固定化しており、新規参加者が増えないという課題があります。
- 今後、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取組みを展開していく上で地域の医療専門職のマンパワーが不足することが予測されます。

取組の状況

<市の取り組む健康づくり>

- 本市では、スポーツを通じた健康増進とスポーツによる地域活性化を目指す「健康まちづくりプロジェクト」に取り組み、一般社団法人ヤマガタアスリートラボと健康まちづくりに関する包括連携協定を締結し、「コンディショニング」を取り入れた心と体の健康増進を推進しています。
- 老人クラブ連合会へは、市の補助金や社協を通じて活動の支援を行っています。また、介護保険法に基づく介護予防事業のほか、高齢者の日常生活に必要な筋力アップを図るため、「いきいき百歳体操」の普及に努めています。
- 第6次南陽市総合計画では「健やかで安心な暮らし・子育てを実現する」を基本目標に掲げ、健康づくりを促進するため市民一人一人の主体的な健康づくりの推進するための取組みを進めています。
- 「健康なんよう21」の推進のため、健康教室、出前講座等の健康づくり事業を実施しています。また、市報等を通じた情報提供も行っています。
- 公民館等を拠点として実施する、各種予防事業や健康増進活動等を支援しています。
- 健康寿命延伸のため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取組み、通いの場やサロンで健康教育や健康相談のほか低栄養や高血糖等の方への訪問指導も実施しています。

今後の方策

【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化
<p style="text-align: center;"><健康体カづくり都市宣言の発展></p> <p>□健康を維持する意識を持ち、閉じこもりがち近隣住民がいれば、誘い合っって軽スポーツやサロン活動や介護予防活動、イベント等に参加します。</p> <p style="text-align: center;"><保健・医療・福祉サービスの充実></p> <p>□各種健(検)診や予防接種等の保健事業、健康指導及び相談体制を積極的に活用します。</p> <p>□公民館を拠点として実施する、各種予防事業や健康増進活動等に参加します。</p> <p>□子どもの医療サービスを適切に利用して、子どもの健やかな成長を促進します。</p> <p>□社会活動への参加を通じて高齢者の健康と生きがいづくりに努めます。</p> <p>□認知症予防教室や健康教室等に積極的に参加します。</p>	<p style="text-align: center;"><健康体カづくり都市宣言の発展></p> <p>□年代や目的に応じてスポーツに取り組める健康体カづくりを進めるとともに、スポーツを気軽に実践する施設の充実を図ります。</p> <p>□ココモティブシンドローム（運動器症候群）や、将来の介護予防につなげるための軽スポーツ教室等の事業を充実を図ります。</p> <p style="text-align: center;"><保健・医療・福祉サービスの充実></p> <p>□定期健診や予防接種等の保健事業、健康指導及び相談体制の充実を図ります。</p> <p>□公民館を拠点として実施する、各種予防事業や健康増進活動等を支援します。</p> <p>□子どもの医療負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長のための支援を行います。</p> <p>□フレイル（加齢による心身機能低下）予防を重視し、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う地域介護予防活動支援事業を推進します。</p> <p>□認知症予防教室や健康教室等を開催して介護予防に必要な知識の普及啓発に努めます。</p> <p>□検診未受診者の受診勧奨、口腔フレイル予防のための取り組みを行います。</p> <p style="text-align: center;"><健幸を推進する機会の創出></p> <p>□ライフパフォーマンス向上のためコンディショニング普及を進めるとともに、運動不足解消に係る事業の充実を図ります。</p>

〔施策の主な事業〕

<p>健康なよう2 1の推進</p> <p>置賜広域交流拠点施設管理事業</p> <p>子育て支援医療給付事業</p> <p>健幸ポイント事業</p>	<p>高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進</p> <p>高齢者肺炎球菌予防接種事業</p> <p>未熟児養育医療</p> <p>健幸コンディショニング事業</p>
---	---

2.2 すべての市民の活躍機会の確保

現状と課題

＜生涯現役社会の実現＞

□平均寿命が延び続ける中、65歳を超えても元気であると認識し、就労や社会参加を通じて現役として活躍している人たちが多くなっているため、高齢者を一律に区切って、「支えられる人」と捉えることは、実態にそぐわなくなっています。「支えられる人」と「支える人」に分かれることなく誰もが役割を持ち続けることが高齢化社会には必要となります。

□これまで社会の様々な分野の第一線で活躍してきた高齢者はその経験を活かし、引き続き働く環境が整備されつつあります。一方で、緩やかに第一線を退きながら、超高齢社会における地域の担い手として、ボランティアやその他の役割を求める高齢者もいます。高齢者が、それぞれの能力や意欲を十分に発揮し、就労や社会参加等の多様な活躍の場を確保し、生涯現役社会の実現を進めていくことが課題となります。

＜障がい者の就労機会の確保＞

□山形県における障がい者実雇用率は上昇し、法定雇用率達成企業の割合は53.3%であり全国平均（48.3%）を上回っていることから、障がい者雇用を意識する企業は増加傾向にあると言えます。障がいのある人の一般就労や職業的自立を促進するため、関係機関と連携し障がい者の希望や適正、障がいの種類や程度に応じた職業リハビリテーション等の機会を拡充し、就労のための総合的な支援を充実させる必要があります。

取組の状況

＜高齢者の就労機会等の促進＞

□シルバー人材センターは、会員の体力・能力・希望に応じて就業の機会を提供するため、加入によって高齢者が気軽に働くことができるとともに、自己の経験と能力を発揮して自らの健康と生きがいの充実を図ることができます。

□老人クラブは、明るい長寿社会づくり、健康福祉の向上に努めることを目的として組織されたものです。その知識や経験を活かした様々な活動を行うとともに、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動も行っています。活動内容は、健康づくりから、文化、スポーツ、趣味、ボランティア、地域づくりにいたるまで多様な活動です。本市では、各団体の活動を支援しています。

＜障がい者への就労支援＞

□市役所食堂が、就労継続支援 B 型の事業所として、障がい者の就労支援のために活用されています。

□置賜地域障害者就労活動活性化協議会（置賜総合支庁地域保健福祉課事務局）と連携し、福祉授産品の販路の拡大等に努めています。

□障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先的な購入・利用を推進しています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p><高齢者の社会参加の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> □高齢者の問題について話し合える場づくりを検討し、できることから行います。 □日頃から挨拶を交わしコミュニケーションを図り、高齢者地域サロンや老人クラブ等への参加を呼びかけます。 □世代間で交流する場づくりを検討し、できることから行います。 <p><障がい者の社会参加の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> □障がい者への声かけ等の見守りを積極的に行います。 □障害者差別解消条例の理解を深めます。 □障がい者と積極的に交流を通じて相互理解を深めます。 □障がい者が参加しやすい交流会や居場所づくりを検討し、できることから行います。 <p><生涯学習の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> □健康で心豊かな暮らしを支える大切な要素として、生涯にわたり芸術や文化活動、スポーツ活動に取り組みます。 	<p><高齢者の就労機会の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> □シルバー人材センターでは、就労機会の開拓と会員増加を推進するとしており、これを支援するため、現在のシルバー人材センターに対する補助を継続します。 □シルバー人材センター設置の趣旨に鑑み、年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役の社会」を目指し、より多くの高齢の方々へ就労機会を提供できるよう業務発注の拡大に努めます。 □地域包括ケアシステム推進・深化に向けて、生活支援サービス担い手の育成に係る事業を推進します。 <p><障がい者の社会参加の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> □地域における障がい者の活動や関連施設に関する情報を広く周知し、一層活躍の機会が広げられるよう障がい者や事業者を支援します。 □「南陽市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の周知や関連する活動を推進します。 □障がい者施設での事業を周知するとともに、企業や住民への理解を深める活動に努めます。 □農業者・障害福祉事業所それぞれの農福連携に係る相談に対応し、県の農福連携推進センターの協力を得ながら農福連携の推進に取り組みます。 □市民を対象とした講演会を開催し、理解や関心を深めます。 <p><生涯学習の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> □各地区公民館における社会参加促進事業を継続するとともに、これまでの実施事業を精査し、より多くの参加者が集う有意義な事業の実施を目指します。 □多世代の交流の場を通して地域の歴史や文化等に係る学びの機会を促進します。

〔施策の主な事業〕

<p>シルバー人材センターの活性化と支援 社会参加促進事業 障がい者差別解消事業</p>	<p>障がい者就労支援事業 農福連携の推進</p>
--	-------------------------------

2.3 地域住民の集いの場の確保

現状と課題

＜集いの場の必要性＞

- 本市総合計画では「つながり つどう 縁結ぶまち」を将来都市像に掲げ、人と人がそれぞれの思いをもった人が集まり一緒に活動することを目指しています。
- 集いの場を確保することでさらにコミュニケーションが図られます。他人とのコミュニケーションが認知症予防に効果があることは、多くの研究によって証明されています。
- 集いの場として、誰にとっても使いやすい施設を整備するとともに、活動する団体を支援することが求められます。

取組の状況

＜老人クラブ・高齢者地域サロンの取り組み＞

- 老人クラブは、明るい長寿社会づくり、健康福祉の向上に努めることを目的として、仲間づくりを通して様々な活動を行うとともに、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動を行っています。内容も、健康づくりから、文化、スポーツ、趣味、ボランティア、地域づくりに至るまで多様な活動に取り組んでいます。
- 高齢者地域サロンへ健康教室の講師派遣等を行い、地域住民の交流促進や健康・体力づくりに努めています。

＜ボランティアによる居場所づくり＞

- 地域の有志により世代にとらわれない地域の憩いの場を設置し、地域で子どもを支える活動も始まっています。

＜青年教育推進事業＞

- 青年教育事業のワークショップの開催・青年によるまちづくり実践事業の開催などにより地域活動に主体的に参画するような自主・自立性の高い青年を育成しています。また、青年教育にかかわる次世代を育成するため、高校生を巻き込んだ活動を実施しています。

今後の方策

【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化
<p><コミュニティ再生による地域力強化></p> <ul style="list-style-type: none"> □気軽に誰でも参加できる行事を企画し、参加を呼びかけます。 □障がい者等と地域住民が気軽に交流できる場づくりを検討し可能なことから行います。 □学校や福祉事業者等との交流を図るよう努めます。 <p><地域での居場所づくりの充実></p> <ul style="list-style-type: none"> □生きがいを持って暮らせるように生涯学習や文化活動、イベント等に参加します。 □世代を超えて集まることができ場づくりを検討し、世代間交流に努めます。 □子どもの放課後等の居場所や若者が地域の中で活躍できる場づくりについて検討します。 □高齢者が地域の中で活躍できる場づくりについて検討します。 □障がい者の地域活動への参加促進のため、交流の場を検討しできることから行います。 <p><自治会・コミュニティ活動の活性化></p> <ul style="list-style-type: none"> □自治会未加入者へ積極的に声をかけ、地域のつながりを深めるよう努めます。 □様々な世代が自治会運営に携わることができる仕組みづくりを検討します。 	<p><コミュニティ再生による地域力強化></p> <ul style="list-style-type: none"> □地域の行事や活動を支援します。 □地域集会施設等の充実を図ります。 □子どもから高齢者まで、地域で共に取り組むまちづくりを支援します。 □青年が自らのアイデアを活かして、まちを活性化する取り組みを支援します。 <p><地域での居場所づくりの充実></p> <ul style="list-style-type: none"> □文化活動、イベント等を通じて社会に参加する機会を増やし、交流を推進します。 □長寿社会における地域の担い手である、高齢者サロン及び老人クラブの会員の増員に努めます。 <p><自治会・コミュニティ活動の活性化></p> <ul style="list-style-type: none"> □命や財産を守るため、地区自主防災会を支援し、地域コミュニティづくりを啓発していきます。 □保健や福祉部門での訪問活動等を通じ、災害時要配慮者の把握に努め、民生委員・児童委員、地区長、自主防災会等と協力し、災害時要配慮者及びその家族と地域住民のコミュニケーションづくりに努めていきます。

〔施策の主な事業〕

<ul style="list-style-type: none"> 特色ある地域づくり交付金事業 地域集会施設整備事業 青年教育推進事業 老人クラブの活性化と支援 子どもの居場所支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ助成事業 地域コミュニティ活動の活性化支援 自治会・町内会への参加促進 放課後子供教室
---	--

2.4 次世代につながる地域づくり

背景と課題

＜南陽市の子ども人口の状況＞

□本市の0歳から11歳までの人口の推移をみると、いずれの年齢層も減少傾向にあり平成30年の未就学児人口は1,340人、小学生が1,544人だったのに対し、令和4年の未就学児は1,202人、小学生が1,370人と減少しています。

□本市の出生数は、平成27年の225人から令和4年には142人と減少傾向にあります。また、令和4年の出生率は、5.1%と全国、山形県の平均より低く、合計特殊出生率においては1.23%と令和2年の1.52%から減少が続いています。

＜地域による子育て支援の必要性＞

□少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域社会への意識の希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化する中で、保育需要が多様化するとともに、子育てに不安や孤立感を感じる保護者が増えており、児童虐待通報も増加傾向にあり、ますます地域による子育て支援の必要性が高まっています。

□子どもの成長には、家庭や地域のなかで他者とふれあい、社会性や道徳心を身につけることが必要です。しかし、核家族化が進む現代では、地域住民と子どもたちとの交流機会が減少し、身近に相談する人もなく子育てに悩む親も増加しています。子どもや親を社会から孤立させないよう、地域ぐるみで子どもを育て、支援していく取り組みが必要です。

取組の状況

＜次世代の地域担い手の育成＞

□本市は、県内で初めて「子育て支援都市」を宣言し、安心して子どもを産み、育てる事業を展開しています。「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談支援を行っており、子育ての基本となる家庭を地域社会が支えることにより、子どもの健全な育成や成長を促せるよう支援しています。なお、「子育て世代包括支援センター」は、組織を見直し、児童福祉を担う子ども家庭総合支援拠点の機能と合わせて、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関である「こども家庭センター」としての設置を検討しています。

□「ファミリー・サポート・センター」では、安心して子育てができるよう、子育ての手助けをしてほしい人と手助けが出来る人が会員となり、地域の中でお互いに助け合っています。

＜子どもの居場所・子ども食堂＞

□NPO法人等の事業者が、家庭や学校以外の場で安心して過ごすことができる「子どもの居場所」をつくり、地域の人々との交流や定期的に子どもに食事を提供する事業を実施しています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p><明るく元気な子を育む地域づくり></p> <p>□地域ぐるみの子育て支援の一環として、学校の登下校時の見守りや声かけを行います。最初は小地域での活動から始め、徐々にその範囲を広げていきます。</p> <p>□子どもたちの健全育成と、自主性、社会性を育むため、世代を超えた交流機会をつくり出す等、積極的に学校との交流、連携を図ります。</p> <p><家庭教育・学校教育・社会教育との連携></p> <p>□自ら考え、行動できる自立心の高い子どもの育成に努めます。</p> <p>□近年社会問題となっている児童虐待に関しては、地域や学校、PTA、関係機関、団体が連携して見守りを行い、予防と早期発見の強化を図ります。</p>	<p><明るく元気な子を育む地域づくり></p> <p>□安心して出産、子育てができるよう、市民の実情に応じた支援を行うとともに、子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めます。</p> <p>□地域や企業が家庭と連携して、子育て世帯を社会全体で支えます。</p> <p>□一時預かりや学童保育、障がい児保育、働く女性の支援等、きめ細かな子育て支援サービスの充実により、子育てを楽しめるまちづくりを進めます。</p> <p>□子育てに係る経済負担を軽減し、子どもを育てやすい環境づくりを進めます。</p> <p>□発達障がいを含め障がいのある児童生徒の自立や社会参加を促進するため、地域、関係機関の相互連携に努めます。</p> <p>□子どもの居場所・子ども食堂の事業を継続するために必要な支援を実施します。</p> <p><子育てを応援する居住環境の充実></p> <p>□子どもの安全で健やかな居場所の確保に努め、学校、病院等生活基盤の整った安全で安心な住環境整備を進めます。</p> <p>□子育て世帯の定住や市外からの転入を促すため、安全でゆとりのある住宅の取得支援や安心して子育てができる生活環境の整備を推進します。</p>

〔施策の主な事業〕

<p>妊婦健康診査事業、不妊治療費助成事業 放課後子ども総合プラン推進事業 子育てサロンの開催支援 発達障がい児相談支援事業 子育て世代定住促進交付金事業 出産・子育て応援給付金事業</p>	<p>子育て世代包括支援センター運営事業 きらきら・EKUBOキッズ事業 ファミリー・サポート・センター事業 3人っ子ハッピーサポート事業 住宅リフォーム支援事業</p>
---	---

第3節 福祉で支える安全網づくり

3.1 生活困窮者等の自立支援

現状と課題

<生活困窮者の状況>

□「生活困窮者」とは単に経済的に困窮している状態のみを指すものではなく、社会的孤立状態も含む広い概念として捉えられています。

□近年の日本社会では、雇用形態や世帯構造の変化、社会的孤立など様々な問題が起こっています。生活困窮者を取り巻く状況として、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているという課題があります。経済的困窮を脱するには、社会情勢や個々人に応じた就労の訓練の場及び就労準備の場が必要不可欠です。

<次世代への負の連鎖>

□生活保護受給世帯等の生計困難な家庭では、十分な教育費を捻出できないことや、親が教育や進学・進路について関心がないことで、子どもの進学や就職に影響を及ぼし、将来的に低所得や収入が不安定になる等「貧困の連鎖」が生じる恐れがあります。

取組の状況

<生活困窮者への支援>

□生活自立支援センターでは、失業や離職、病気等さまざまな理由により、経済的に暮らしの不安や悩みを抱えている方の相談窓口を開設しています。どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた支援を行っています。

また、就労訓練の場や就労を創出することを目指すほか、生活福祉資金の貸付事業や日常生活自立支援事業を含めた各種相談支援事業と関係者とのネットワークづくりを基盤として、総合相談・生活支援の取り組みの強化に努めています。

<次世代に連鎖させない支援>

□山形県は、母子家庭及び寡婦を対象に、経済的自立の促進と生活意欲の助長を図ることを目的とした低利子又は無利子の貸付金として、母子寡婦福祉資金の貸付を行っています。無理のない償還となるよう指導するとともに、生活の自立を支援することが求められます。

□ひとり親家庭の孤立を防ぐため、また自立へ向けての援助のため母子・父子自立支援員を配置しています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p style="text-align: center;"><生活困窮者への支援></p> <p>□生活困窮者の悩みに寄り添い、生活が維持できるように、見守りや情報の提供などを行います。</p> <p>□近隣の様子を気にかかけ、近所の人が発している SOS に早期に気づき、支援機関につながります。</p> <p style="text-align: center;"><次世代に連鎖させない支援></p> <p>□地域の小学校・中学校・高等学校への通学等において見守り活動を行い、支援が必要な家庭の子どもがいたら支援機関につながります。</p> <p>□「生活貧困は他人事ではなく誰にでも起こりうる事象」との認識を共有します。</p>	<p style="text-align: center;"><生活困窮者への支援の拡充></p> <p>□重層的・包括的な支援活動を推進します。</p> <p>□地域の見守り活動のネットワーク化と連携強化を図ります。</p> <p>□相談窓口の周知を図ります。</p> <p>□就労支援等を通じて、本人と家族の自立を図ります。</p> <p>□必要な社会資源の開発等を進めます。</p> <p style="text-align: center;"><次世代に連鎖させない支援の充実></p> <p>□生活保護受給世帯の自立支援や母子、父子のひとり親家庭へのきめ細かい支援に向けて、相談体制の充実を図ります。</p> <p>□健康、就業等の的確なサービス提供により生活保護受給世帯の自立を支援します。</p> <p>□小学校・中学校・高等学校や教育委員会、児童相談所、児童養護施設など児童関係施設、児童委員との連携を図ります。</p> <p>□福祉教育において「生活貧困は他人事ではなく誰にでも起こりうる事象」との認識を広めていきます。</p>

〔施策の主な事業〕

生活保護適正化推進事業	ひとり親家庭の相談体制の充実
南陽市生活自立支援センター運営	就労準備支援事業
寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携	

3.2 社会的弱者の人権保護と自立支援

現状と課題

＜高齢者や障がい者の不安＞

- 認知症や知的障がい等により判断能力が不十分なため、自身で必要な福祉サービスの選択や身の回りのことができない等、不安な日常生活を送っている方が増えています。
- 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、特定の機関の活用にとどまらず、地域全体で見守り支えられる地域をつくる必要があります。

＜虐待の防止と対応＞

- 高齢者や障がい者が家族や施設職員等から暴力を受ける等「高齢者・障がい者虐待」は大きな社会問題となっており、平成18年「高齢者虐待防止法」が、また、平成24年「障害者虐待防止法」が施行され、虐待を発見した者は、市への通報が義務づけられています。

＜成年後見制度＞

- 認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の果たす役割はますます重要なものとなり、成年後見制度を普及し、誰もが安心して暮らせる体制を整えることが課題となっています。
- 近年、定年を迎えた退職者やボランティア経験者等が、地域において住民の目線に立った成年後見制度の新たな担い手として市民後見人になることが期待されています。

取組の状況

＜権利擁護支援＞

- 本市では、適切なサービス等に繋がる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者や障がい者が、尊厳ある生活を維持することができるよう、高齢者や障がい者の権利擁護を支援しています。
- 地域包括支援センターの総合相談体制の確立・虐待の早期発見と対応・市長申立て等の成年後見制度の利用を支援しています。

＜虐待の防止と対応＞

- 本市の相談窓口は、高齢者については地域包括支援センター、障がい者については福祉課内の障がい者虐待防止センターにそれぞれ設置して虐待の早期発見と対応、啓発に努めています。

＜成年後見制度＞

- 地域包括支援センターでは、住民のセーフティネットとなる成年後見制度について、情報提供、成年後見に取り組む団体の紹介等の活動を行っています。また、令和4年4月に設立した置賜成年後見センターと連携し、適切な対応に努めております。
- 社協では、法人後見の承認を得て令和3年9月から受任活動を行っています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p style="text-align: center;"><権利擁護支援></p> <p>□権利擁護に関する講演会等に参加し、制度への理解を深めます。</p> <p>□自己判断が心配な人を見つけた場合は、地域包括支援センターに相談します。</p> <p style="text-align: center;"><虐待の防止と対応></p> <p>□日頃の生活の中で認知症、生活困窮、孤立等から生じる異変や虐待に気づいた際には、行政、民生委員・児童委員、社協、地域包括支援センター等に連絡します。</p> <p style="text-align: center;"><成年後見制度の活用></p> <p>□行政と連携し、成年後見制度の利用促進に努めます。</p>	<p style="text-align: center;"><権利擁護支援の充実></p> <p>□地域の核となる地域包括支援センターの所在、業務内容のさらなる広報を行います。</p> <p>□地域包括支援センターを中心に民生委員・児童委員、医療・保健・福祉の各関係機関等と地域住民の連携によるネットワークづくりを行います。</p> <p>□権利擁護の理解を深めるため住民向けの講演会等を開催していきます。</p> <p>□問題解決が困難な状況にある方の権利等に関する相談に対応し、適切な情報提供の促進や被害防止するため啓発に努めます。</p> <p>□社協が行う高齢者・障がい者・生活困窮者等に対する事業を展開する中で、NPO法人等の関係機関と連携を図りながら支援が必要な人の権利擁護に努めます。</p> <p style="text-align: center;"><虐待の防止と対応></p> <p>□DV被害者、虐待被害者等へのサポート体制の充実を図ります。</p> <p>□市民・関係団体等と連携し、総合的な相談支援体制の確立を目指す地域包括ケアシステムの構築を推進します。</p> <p>□相談窓口の周知に努めます。</p> <p style="text-align: center;"><成年後見制度の利用促進></p> <p>□成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知を行い活用及び体制の充実を図ります。</p> <p>□制度利用の相談支援体制の構築と市民後見人の養成を行います。</p>

〔施策の主な事業〕

<p>日常生活自立支援事業 権利擁護業務</p>	<p>置賜成年後見センター運営</p>
------------------------------	---------------------

3.3 地域社会での孤立防止

現状と課題

<一人暮らし高齢者の増加>

□本市では、人口が減少している一方で、世帯数は増加しています。また、3世代同居世帯が減少し、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯数が増加しています。核家族化が進み、子や孫世代と離れて暮らす高齢者が増加しています。

<声かけ・見守りの必要性>

□ひきこもりは社会的参加を回避している状態を指し、様々な要因があるため、関係機関との連携を強化し、相談窓口の周知を徹底することで、本人及び家族を孤立化させないことが大切です。

□子育て世代でも核家族化が進んでおり、地域との交流の機会が少なくなるため、孤立しないよう地域での声かけ、見守り等が必要です。

□ヤングケアラーは、単に家の手伝いということではなく、本来できる範囲を超え、心身に大きな負担を背負っている子どもを指します。家庭内のデリケートな問題が多く、子どもが悩みや孤独を抱えていても、自ら声をあげることが難しく、教育、医療、保健、福祉等の連携が必要です。

取組の状況

<行政・社協による取り組み>

□地域子育て支援センター（にこにこキッズ、すこやか、こぼとキッズ）では、プレイルームを開放し、親子の交流の場を提供しています。また、子育てに関する相談や情報交換、子育てサークルの育成、子育て研修会、出前講座を実施しています。

□社会生活に困難を有し、ひきこもり若しくはそれに近い状態にある若者が社会参加の第一歩を踏み出すことを後押しする「若者の居場所づくり」を実施しています。

□令和3年に発達支援室を開設し、生きづらさや発達に不安を抱えている若者やその家族を支援するため相談事業を実施しています。また、関係機関との連携を図るため南陽市プラットフォームを設置しています。

<居場所づくりの取り組み>

□NPOやボランティア等が気軽に誰もが自由に集える居場所の必要性を地域課題と認識し、積極的に居場所づくりに取り組んでいる事例が見られます。また、既存のサロン等に加え、より幅の広い地域住民の受け皿となる「地域のお茶の間」的な居場所が拡大しています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p style="text-align: center;"><成人・高齢者の孤立防止></p> <p><input type="checkbox"/>いきいきと元気に楽しく暮らすには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出して仲間と楽しい時間を過ごします。 ・定期的に外出する機会を設けます。 <p><input type="checkbox"/>「玄関ポスト」がいっぱいになっていないか様子を見る等、見守る目を増やします。</p> <p><input type="checkbox"/>自治会に加入していない高齢者にも積極的に声かけを行います。</p> <p><input type="checkbox"/>お茶飲み会、昼食会、配食サービス、清掃活動などさまざまな機会を安否確認の機会として捉え、多くの人に参加してもらえよう隣近所などで声かけを行います。</p> <p><input type="checkbox"/>ひきこもり相談を利用します。</p> <p style="text-align: center;"><子ども・子育て世代の孤立防止></p> <p><input type="checkbox"/>大人から率先して挨拶し、顔の見える関係づくりに努めます。</p> <p><input type="checkbox"/>子育て世帯にも、自治会情報やイベント情報をもっと知ってもらおう工夫をし、地域活動に参加してもらうことで孤立化を防ぎます。</p> <p><input type="checkbox"/>ヤングケアラーについて理解を深めます。</p>	<p style="text-align: center;"><成人・高齢者の孤立防止></p> <p><input type="checkbox"/>高齢者の一人暮らしは特に注意が必要であるとの認識とともに、老人クラブや高齢者地域サロンへの参加を呼びかけます。</p> <p><input type="checkbox"/>自治会や民生委員・児童委員が協力して個人情報保護にも留意しながら、「見守る体制」づくりを推進します。</p> <p><input type="checkbox"/>ひきこもり相談窓口、支援機関の周知を図ります。</p> <p><input type="checkbox"/>障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、地域生活支援事業の充実を図ります。</p> <p style="text-align: center;"><子ども・子育て世代の孤立防止></p> <p><input type="checkbox"/>一時的に子どもを預けられる場の充実に努めます。</p> <p><input type="checkbox"/>子育て中の親、高齢者、障がい者等の孤立を防ぐための仕組みづくりを検討します。</p> <p><input type="checkbox"/>子育て中の親子が集う居場所づくりの推進に努めます。</p>

〔施策の主な事業〕

<p>高齢者地域サロン支援事業</p> <p>一般介護予防事業</p> <p>ひきこもり相談支援事業</p> <p>地域子育て支援センター事業</p> <p>南陽市プラットフォーム事業（ひきこもり等連携）</p> <p>アクティビティケア（音楽活動、絵画、書道、園芸、手芸、レクリエーション）の実施</p>	<p>閉じこもり防止活動の実施（送迎支援含）</p> <p>緊急通報体制等整備事業</p> <p>若者の自立のための居場所づくり事業</p>
---	--

3.4 課題を抱える住民への横断的支援

現状と課題

＜詐欺・消費者トラブル対策＞

□振り込め詐欺被害や利殖勧誘事犯の被害が増加しており、被害者の多くは高齢者であり、被害が高額となる事案が発生する等、深刻な被害状況にあります。

□県内の消費生活相談件数は、7,000件程度で推移しているものの、高齢者からの相談割合の増加が懸念されます。インターネットやスマートフォン等の普及に伴い、架空請求・ワンクリック請求による高額請求、ネット通販におけるトラブルなど複雑化・多様化しており、悪質商法に関する情報提供の充実や、家族や地域による見守り支援、関係機関等との連携による被害の未然防止が重要になっています。

＜自殺対策＞

□本市の自殺者数は、平成29年から5年間で25人、男女とも無職の60代の自殺者割合が高くなっています。また、自殺者の特徴として心理的に追い詰められた結果うつ状態となる傾向が見られます。

□悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ支援することが重要です。1人でも多くの方が、相談相手（ゲートキーパー）としての意識を持って、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺予防につながります。

取組の状況

＜詐欺・消費者トラブル対策＞

□消費生活トラブル被害の未然防止対策として、県消費生活センター等からの情報周知のため、庁舎1階に情報ファイルを設置しています。また、年金支給日など機会を捉えて、消費トラブル防止、詐欺被害防止のための啓発活動等を行っています。

□消費生活トラブル等があった場合は、警察や県消費生活センター等と連携し、情報共有を図りながら対応しています。

＜自殺対策＞

□令和2年に南陽市自殺対策計画を策定し、自殺予防パンフレットの全戸配布や地域で「気づき・つなぎ・見守る」人材を育成するため「ゲートキーパー養成講座」の開催等の自殺対策を実施しています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p><詐欺・消費者トラブル対策></p> <p>□消費生活に関する正しい知識を身につけます。</p> <p>□周囲に消費者トラブルの被害が疑われる人がいる場合には、消費生活センター等の相談機関へつなぎ、被害の未然防止・早期発見・拡大防止を図ります。</p> <p>□詐欺や悪質商法等の消費者トラブルに遭いやすい高齢者等を被害から守るため、関係機関や団体と連携し地域や家庭の見守り力の向上に努めます。</p> <p><悩んでいる人への声かけ></p> <p>□自殺に至る背景には複数の要因があるため、日頃から様々な相談窓口を知り、自分自身または自分の大切な人のサインに気づいた時は、ひとりで悩まずに周囲に相談します。</p> <p>□日常からの地域ネットワークによる声かけ見守り等を推進して、「いつもと違う、何か変だな」と気づいたら、勇気を出して「さりげなく声をかける」よう努めます。</p>	<p><詐欺・消費者トラブル対策の推進></p> <p>□人権問題や消費者保護等の身近な相談体制充実・強化に努め、消費生活の安定向上を図ります。</p> <p>□高齢者や障がい者を消費生活トラブルや詐欺被害から守るため、啓発や被害情報の提供等の予防対策を講じます。</p> <p>□警察や消費生活センター等関係機関と連携し、情報共有を図ります。</p> <p><ゲートキーパー養成></p> <p>□かかりつけの医師を始め、教職員、保健師、看護師、ケアマネジャー、各種相談窓口担当者等、関連する分野の人材に対するゲートキーパー養成に取り組みます。</p> <p>□民生委員・児童委員や老人クラブ役員等の民間団体組織の人材を育成します。</p>

〔施策の主な事業〕

<p>地方消費者行政推進事業 ゲートキーパー養成</p>	<p>発達支援連絡協議会</p>
----------------------------------	------------------

第4節 安心して暮らせる社会基盤づくり

4.1 福祉に関する相談体制の充実

現状と課題

＜相談体制整備の必要性＞

- 一人暮らし高齢者や子育て中のひとり親世帯が増加し、日常生活で困ったときの相談や支援を家族や親戚に頼れないとの声が聞かれます。家族や地域とのつながりが希薄になり、住民の身近な相談役として民生委員・児童委員に様々な相談が寄せられています。
- 生活課題が多様化、複雑化するなか相談者に応じた対応ができるような相談支援体制を充実させる必要があります。

取組の状況

＜身近な相談体制の整備＞

- 本市の民生委員・児童委員の定数は78人となっており、それぞれ担当地区で活動しています。家族や知人以外の相談先として、民生委員・児童委員は必要に応じて支援機関につなぐ重要な役割を果たしています。その範囲は高齢者、障がい者、子育て及び子どもの学校生活、生活困窮、生活環境、家族関係、近隣トラブル等にまで及びます。本市での令和4年度の相談・支援件数は延べ820件となっています。
- 高齢者を対象とした地域包括支援センター、障がい者を対象とした相談支援事業所及び地域活動支援センター、子育て世代を対象とした地域子育て支援センター及び子育て世代包括支援センターを相談窓口にして、各分野の専門家が対応にあたっています。
- 社協では、ふれあい総合相談所を開設し、関係機関と連携を図り問題解決に取り組んでいます。

＜南陽市社会福祉法人連絡会＞

- 令和5年3月に南陽市内の社会福祉法人で組織する「南陽市社会福祉法人連絡会」を設立しました。地域課題の改善・解決を目指す地域福祉の担い手として、地域福祉のニーズの把握及び課題解決に向けた活動を実施していきます。

今後の方策

【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化
<p style="text-align: center;"><自らの取り組み></p> <p>□困ったときは一人で抱え込まずに周りの人に相談します。</p> <p>□普段から市の広報紙等に目を通し福祉サービスの制度や相談窓口を把握しておきます。</p> <p>□身近に子育て協力者がいない場合や家族に認知症高齢者や障がい者を抱えて手助けが必要な時は近所の人を頼ります。</p> <p>□出前講座等を利用した地域内で開催される福祉制度やサービスに関する勉強会等に出席します。</p> <p>□地域包括支援センターや民生委員・児童委員の役割を理解します。</p> <p style="text-align: center;"><地域における取組み></p> <p>□地域の中で困っている人がいる時には、各種相談窓口にご相談するよう勧めます。</p> <p>□隣近所の高齢者や障がい者、子育て中の親への日常的な挨拶を行うことによるさりげない見守りを励行し、異変を感じたり、心配と思ったら関係機関へ連絡・相談します。</p> <p>□町内会や老人クラブ等による見守りや福祉活動を通じて、相談できる機会づくりや相談しやすい体制づくりに取り組みます。</p>	<p style="text-align: center;"><総合的な相談体制の整備></p> <p>□地域包括支援センター、地域子育て支援センター、相談支援事業所や民生委員・児童委員や福祉サービス事業者等との連携により、包括的な相談体制づくりに努めます。</p> <p>□関係機関や事業者との連携による情報の共有化と、多方面から検討し対応する総合相談体制ネットワークを整備します。</p> <p>□市が設置している保健・医療・福祉等各種窓口間の連携強化と相談体制を充実します。</p> <p>□研修等を通して職員のスキルアップを図り、質の高い相談支援体制づくりに努めます。</p> <p style="text-align: center;"><民生委員・児童委員の活動支援></p> <p>□市や社協では、民生委員・児童委員の活動支援や研修を行い、身近なところでの相談体制と見守り活動の充実を図ります。</p> <p>□民生委員・児童委員は、見守りや安否確認、相談に応じ行政等の適切な支援へのつなぎ役としての役割に努めます。</p>

〔施策の主な事業〕

民生委員・児童委員活動の充実 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	地域包括支援センターとの連携促進
認知症サポーターの養成や相談支援の充実 ふれあい総合相談事業（社協）	障がい者相談支援事業所との連携強化 県地域包括ケア総合推進センターとの連携

4.2 利用者の立場に立った地域福祉

現状と課題

<地域福祉に関する情報>

- 各施策について、広報や周知・啓発のあり方を検討し、住民や事業者等の各施策を利用すべき人が入手しやすく、分かりやすい情報が得られるように努めなければなりません。
- 民生委員・児童委員からの情報提供に期待する住民も多いため、民生委員・児童委員の活動において福祉サービス等の周知が必要です。
- 福祉サービスを利用者の立場に立って提供するためには、利用者やその家族、または住民の代表である地区長や民生委員・児童委員等の意見を取り入れていく必要があります。そのため、地域包括支援センターが中心となりニーズの把握、サービス提供を反映できる体制整備が求められます。

取組の状況

<地域福祉に関する情報提供>

- 市や社協では、ホームページ、市報なんようや社協だより「あい」、回覧板やリーフレットを用いて福祉サービスや地域のイベント情報を広報しています。
- 社協では、SNSを活用して事業に関する情報やボランティア募集等迅速な情報発信に取り組んでいます。
- 南陽市公式フェイスブックやラインアプリでは、南陽市のお知らせやイベント情報、災害・緊急情報等の情報発信を行っており、令和5年度には「なんよう子育てアプリ」の配信を始めました。
- 福祉行政に関する情報について事業者への周知に努め、事業者を経由したサービス利用者への情報提供を行っています。

<住民の意見の反映>

- 地域で活動する民生委員・児童委員は、地区の困りごとや課題を把握しやすい立場であることから、その意見を一定程度反映させることでその事業が住民にとって利用しやすいものになります。そのため、市長や市議会議員等と意見交換の場を設けています。

今後の方策

<p>【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p><地域福祉に関する情報の入手・活用></p> <ul style="list-style-type: none"> □地域で広報紙の作成等、情報提供に努めます。 □回覧板や広報紙等をみる習慣を身につけます。 □地域の中で福祉に関する情報を共有するように努めます。 □ホームページやSNSの利用方法を学びます。 	<p><わかりやすい情報提供の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> □市報や社協だより、ホームページ等の内容の充実に努め、また、NPOや事業者等と連携して福祉サービス等の情報を提供します。 □民生委員・児童委員を対象にした研修を充実させ、民生委員・児童委員から住民に適切な情報を提供するとともに必要に応じて行政につなぐことができるよう努めます。 □要支援及び要介護認定者に対しては、相談窓口である地域包括支援センターや居宅介護支援事業所から適切な情報提供ができるよう各関係機関が情報収集しながら連携に努めます。 □福祉行政に関する情報について事業者への周知に努めるとともに、福祉サービスの内容等、福祉に関する事業者情報を提供します。 <p><住民の意見の反映></p> <ul style="list-style-type: none"> □これまで同様に、民生委員・児童委員と市長や市議会議員等と懇談する場を設け、意見交換に努めます。

〔施策の主な事業〕

<p>市報、社協だより、ホームページ、フェイスブック等による福祉サービス情報や地域行事・イベント情報の提供</p> <p>地域における情報提供の推進</p> <p>福祉事業者、NPO、ボランティアとの連携による情報提供や福祉サービスの向上</p>

4.3 みんなにやさしいまちづくり

現状と課題

<バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進>

□「南陽市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」が制定されました。少子高齢化が一層進む中で、高齢者や障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、心のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進する必要があります。

□市文化会館は、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」による整備基準の適合施設となっています。また、老朽化している一部の公民館等においては、バリアフリーではないため、高齢者や障がい者の利用が難しい状況となっています。

<認知症高齢者への配慮>

□要介護認定者のうち認知症と判定された高齢者は、令和元年から1,700人前後を推移しており、その約8割が介護が必要な状態と判定されております。関係機関と連携しながら、認知症に関する正しい知識・理解啓発を図っていくとともに、認知症の人が安全・安心に日常生活を送れる地域づくりを進めていくことが重要となります。

<高齢者世帯の除排雪>

□住宅の屋根や住宅周りの雪については、本来、各世帯で処理をすべきものですがその家庭で処理できない世帯が増えています。特に高齢者にとって除排雪作業は、大きな負担となっています。

□冬期間も快適に暮らしていくためには、地域における雪処理のルールを確立する等、住民相互の協力、理解、扶助に基づく除排雪等の地域活動を行っていく必要があります。

取組の状況

<バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進>

□事業主や市民に対し、差別解消出前講座等を通じて障がい者の雇用への理解促進のための啓発に努め、心のバリアフリー化を進めています。

□公共施設の改修時等において、順次バリアフリー化を進めています。

<認知症高齢者への配慮>

□認知症サポーターの養成等、認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けた様々な施策を実施しています。

<高齢者世帯の除排雪>

□支援を必要とする高齢者、障がい者世帯に対し玄関から道路までの外出支援を促す等の目的で除雪のボランティアコーディネートを行っています。基本的には有償での活動になりますが、冬期間に数回は青年会議所と小中高等学校生徒と協力しながら集中的な除雪活動等も行っていきます。

今後の方策

【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化
<p><バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> □まちなかで困っている人を見かけたら、積極的に声かけや手助けを行います。 □公共施設・交通機関において、日常的な利用で不便なところを市に伝えます。 □道路管理者、警察、学校、PTA 等が連携し通学路の安全対策を推進します。 □不法駐車・不法駐輪の解消等、バリアフリーの意識を地域に広めます。 <p><認知症サポーターの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> □高齢者地域サロン、地域のサークル活動、町内会の集まり等で認知症サポーター養成講座を受講し認知症に関し正しく理解します。 □まちなかで徘徊していると思われる高齢者を見かけたら一声かけて警察に知らせます。 <p><積雪に強いまちづくり></p> <ul style="list-style-type: none"> □普段から近所同士で声をかけ合い、支援が必要な世帯への気配りを行います。 □自分のできる範囲で、除排雪ボランティア活動等に主体的に参加します。 	<p><バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> □新設の公共施設にユニバーサルデザインを導入するとともに既存施設の改築の際にバリアフリー化を順次進めます。 □障がい者差別解消出前講座を実施し心のバリアフリーに取り組みます。 <p><認知症サポーター養成と支援></p> <ul style="list-style-type: none"> □認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域での見守りやその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターの養成に取り組みます（認知症サポーターキャラバン） □認知症カフェ（オレンジカフェ）は、認知症の人やその家族等が集まる交流の場として市内各所に開設しており、継続して普及、推進に取り組みます。 □チームオレンジの設置に取り組みます。 □認知症の進行に合わせて受けられることができるサービス等の情報（認知症ケアパス）提供や、認知症が疑われる人に対して初期の集中的な支援を行う認知症初期集中チーム等の事業に引き続き取り組みます。 <p><除雪支援体制の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> □積雪時の安全性や利便性の確保を図り、除排雪等の地域支援体制の構築を支援します。

〔施策の主な事業〕

<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン等による環境改善 キャラバンメイト連絡会 徘徊高齢者等支援事業 フク菊丸応援隊 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターの養成と活動支援 認知症カフェの設置・推進 認知症初期集中支援チーム
--	--

4.4 防災体制の推進

現状と課題

<要配慮者の避難支援>

□市民が災害発生時に的確な対応がとれるよう、行政と地域が協力して避難行動要支援者の情報を把握し、共有するとともに、避難行動要支援者の不安を少しでも解消するために、避難支援者や避難場所等をあらかじめ確認できる「個別避難計画」を策定することが求められます。

<自主防災>

□豪雨災害時に、被災者のニーズを把握して復旧を支援するボランティアとのマッチングをスムーズに行うための「災害ボランティアセンター」を立ち上げましたが、大規模災害に備え、資機材の点検及び更新やノウハウを継承する必要があります。

取組の状況

<要配慮者の避難支援>

□要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置付け、その情報の把握と災害時に適切な避難誘導を図るため、市内5か所の福祉避難所と協定を締結し、福祉避難所の開設・運営体制を構築し、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図っています。

<自主防災>

□令和3年度に自主防災組織間の情報共有、活性化を図るため、南陽市自主防災組織連絡協議会を設立しました。地域住民の共助による被害の軽減、防災関係機関と地域住民、事業所・施設の関係者による自主的な防災組織の育成・整備を推進し、防災コミュニティづくりに努めています。

□「自らの命は自ら守る」意識を醸成するため、出水期前に市内一斉の避難訓練を実施しています。また、自主防災組織では、地域実情に即した防災訓練や研修会等を行い、事前防災対策の啓発に取り組んでいます。

今後の方策

【自助・互助】 住民・関係団体による課題解決力の強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化
<p style="text-align: center;"><要配慮者の避難支援></p> <p>□家庭や事業所に対し緊急時の避難場所提供への協力の呼びかけを行います。</p> <p>□普段から近隣と交流を持ち、災害時には支援を必要としている人の手助けができるような体制づくりに努めます。</p> <p>□災害時の情報収集、要配慮者の把握、避難誘導等について検討します。</p> <p style="text-align: center;"><自主防災組織の充実></p> <p>□各地域の状況に応じた自主防災組織の取り組みの支援に努めます。</p> <p>□防災のための情報の共有や活用に努めます。</p> <p>□定期的な防災訓練の実施に努めます。</p> <p>□日常からの声かけ、見守りを促進し住民相互の交流を図り、緊急時における要配慮者の避難を誘導します。</p>	<p style="text-align: center;"><要配慮者の避難支援体制の整備></p> <p>□地域の自主防災組織の設立支援とともに、避難支援活動が円滑に遂行されるように、地区の「個別計画」の策定を促進します。</p> <p>□地区役員や民生委員・児童委員、消防団等の関係団体と地域住民が連携し、避難行動要支援者の安否確認や避難支援の体制を構築できるよう働きかけるとともに、先進的な事例を紹介するなどして、地区に合った体制の整備を促進します。</p> <p style="text-align: center;"><自主防災組織の充実></p> <p>□避難施設の場所や避難方法等災害時の対応に関する広報や啓発を推進します。</p> <p>□福祉関係者と連携し、緊急告知防災ラジオの普及啓発に努めていきます。</p> <p>□地域と連携し、消防団員の確保に努めていきます。</p>

〔施策の主な事業〕

自主防災組織推進事業	防災基盤整備事業
消防団活性化対策整備事業（消防）	安全安心生活排水路整備事業（浸水対策）
山形県防災行政通信ネットワーク再整備事業	

4.5 防犯・再犯防止施策の推進

現状と課題

<防犯・再犯防止>

□全国の刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にあるものの、一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合が上昇傾向にあり、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘されています。

□本市を管轄する南陽警察署における令和4年の再犯者率は49.3%に達しており、山形県全体よりも高くなっています。罪を犯した人の中には、高齢で身寄りがいない、障がいがある、安定した仕事や住居がないなど円滑な社会復帰を困難にしている要因があるため、様々な支援が必要となります。

□再犯防止や更生保護に関する理解を深めることが、地域の中の犯罪被害を減らすことに繋がります。

<参考> 刑法犯検挙人員・再犯者率の推移（仙台矯正管区による集計）

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
山形県	検挙者数（人）	1,535	1,405	1,405	1,325	1,311
	再犯者率（%）	48.3	45.6	47.4	44.5	45.4
南陽市	検挙者数（人）	87	73	85	80	69
	再犯者率（%）	48.3	39.7	43.5	50.0	49.3

取組の状況

□地域の防犯と子どもの安全・安心を守るため、全8地区の公民館公用車を青色回転灯装備車（青パト）として登録し、防犯協会及び青少年育成推進員の協力により定期的な青色防犯パトロールを実施し、児童の登下校の見守りや防犯の啓発活動等を行っています。

□学区ごとに見守り隊を組織し、児童・生徒の登下校時の見守りや啓発活動を行っています。

□犯罪や非行に陥った人の更正を任務とする保護司が、個別の相談指導の外、犯罪防止に向けた啓発活動を行っています。

□社会を明るくする運動強調月間を中心に、関係者による啓発活動等を実施しています。

今後の方策

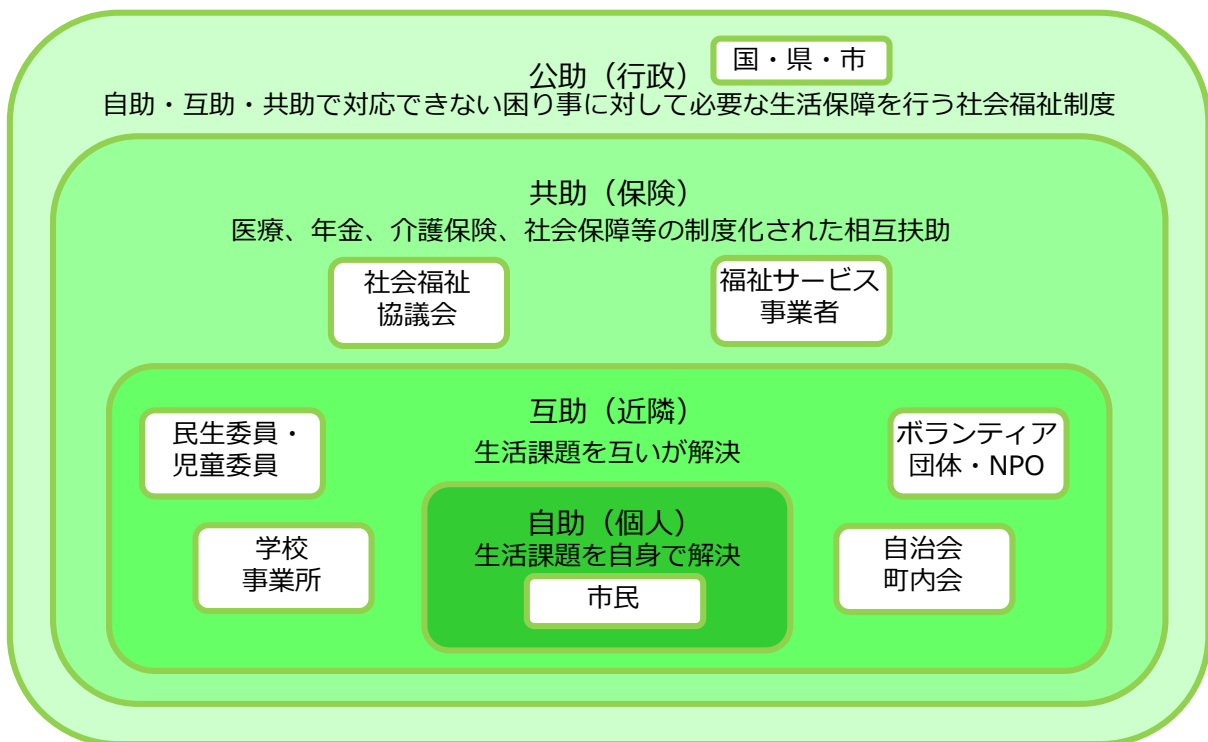
<p>【自助・互助】 住民・関係団体による課題解決力の強化</p>	<p>【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化</p>
<p style="text-align: center;"><防犯・再犯防止の推進></p> <p>□日常からの声かけ、見守りを促進し住民相互の交流を図り、不審者の出入りに注意します。</p> <p>□防犯協会を中心に事業者や関係機関、地域住民等の連携を強化し、地域のなかで日常的な啓発や見守り、声かけ等の防犯体制の充実を図ります。</p> <p>□地域ごとに防犯パトロールに取り組みます。</p>	<p style="text-align: center;"><防犯・再犯防止の推進></p> <p>□防犯や非行の防止、再犯防止の醸成を図るため、「社会を明るくする運動」南陽市推進委員会を組織し、構成する保護司会、更生保護女性会、地区長会、警察署、校長会、教育委員会、青少年育成市民会議等と連携し、街頭啓発活動や各種媒体を通じての広報活動を実施します。</p> <p>□地域における更生保護活動の中心的役割を担う東置賜地区保護司会南陽分会及び南陽市更生保護女性会とともに、再犯防止に向けた各種活動に取り組むほか、組織の運営を支援します。</p> <p>□国や県と再犯防止の情報共有や連携を図ります。</p> <p>□保護観察所に更生保護の協力事業主登録をした事業主に対し、市の入札参加資格審査において加点制度を設け、刑務所出所者の生活安定を図ります。</p>

〔施策の主な事業〕

<p>交通安全・防犯意識の普及啓発 社会を明るくする運動推進事業 人権啓発活動地方委託事業</p>

第5章 計画の推進体制

「地域福祉」は地域住民が住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるように、地域に関わる全ての人や団体が、地域課題を「我が事」として考え、解決のために当事者として参加し、その実現が図られるものです。したがって、市民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ・PTA・子供会、ボランティア団体・NPO、一般企業、学校、社会福祉法人等の福祉サービス事業者、社会福祉協議会（社協）、市（行政）の役割を明確にし、協働することで地域福祉を推進します。



地域福祉は、行政や社協だけでなく、地域活動の主役である市民、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが必要です。その前提として、本計画に対する市民の十分な理解を得られることが重要であるため、市報なんようや社協日より「あい」、ホームページ等の多様な媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

地域福祉の推進者と役割

推進者	役割
市民	市民は、地域福祉を推進する主体としての我が事の意識を持ち、自分たちの地域について考え協力し、地域社会に参加することが第一歩となります。日頃から、挨拶や身近な交流を通して相互理解を図り、困った時には互いに助け合える関係をつくっておくことが必要です。
自治会・町内会	自治会・町内会は、地区の住民たちが親睦を図りつつ、助け合いながら住みやすい環境にしていくために自主的な取り組みを行っています。地域の見守り活動や災害時の協力体制等の地域福祉において、ますます大きな役割を担っていくことが期待されます。
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、地域福祉の現場において、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者に対し、福祉サービスの紹介や相談支援、虐待の発見や通報、災害時の要配慮者への支援等、行政等の関係機関と市民とのパイプ役として、多様な活動を行っており、大きな期待が寄せられています。
老人クラブ PTA、子供会	老人クラブ、PTA、子供会等の地域の任意団体は、それぞれの目的の達成のために活動しており、地域社会の活性化や市民が相互に支え合う“地域で子育て”の環境づくりに大きく貢献することが期待されています。
ボランティア 団体・NPO	ボランティア団体やNPOは、市民活動に対する市民の関心の高まりから多様な広がりを見せています。地域に根ざした活動はもとより、地域の枠にとられない福祉活動の担い手としても、大きく期待されています。
一般企業	企業は、地域社会の一員として、CSR（企業の社会的貢献）の活動を確立させるとともに、有償、無償の福祉サービスを提供することも期待されます。また、企業は、女性活躍の推進や高齢者や障がい者の雇用を通して、仕事と生活の両立及び生きがいや社会参加の意欲を創出する場を提供することが必要とされています。
福祉サービス 事業者	福祉サービス事業者は、利用者への福祉サービスの提供に加えて、交流の場としての施設の開放や災害時の福祉避難所の提供等、地域貢献の役割があります。公益事業を行うにあたり、無料または低額な料金で地域に福祉サービスを提供することも責務とされています。
学校	学校は、地域住民や行政・福祉関係者の協力を得ながら、地域の実情及び児童、生徒の発達段階に応じた福祉教育を推進し、実践していくことが期待されます。
社会福祉協 議会（社協）	社協は、地域福祉を推進する中心的な役割を担う団体とされており、地域福祉の牽引役として市や関係団体と連携し、実践する役割があります。そのため、地域の福祉活動を企画調整するとともに、地域の福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取り組みを推進していきます。
市（行政）	市は、市民に対する福祉サービスの体制や基盤を整備し、効果的な福祉施策を効率的に推進する役割があります。そのため、市民、ボランティア団体・NPO、福祉に関係する事業者や社協等と相互に連携しながら、地域における福祉活動を促進していきます。

資料

1. 策定経過

時 期	概 要
令和5年8月	民生委員児童委員・主任児童委員活動におけるアンケート
令和5年9月	前計画における事業取組状況等確認
令和5年10月	課題の整理、計画書素案の検討
令和6年1月	社会福祉協議会、関係課との計画書素案の調整
令和6年2月	福祉関係団体等へ計画書案の意見聴取
令和6年2月	計画書案の整理
令和6年2月	計画原案に対する市民からの意見募集 (パブリックコメント)
令和6年3月	計画策定

2. 南陽市地域福祉計画策定意見聴取者名簿

No.	構成機関団体名	職 名	氏 名	選出区分
1	南陽市議会	文教厚生常任委員長	片平 志朗	学識経験者
2			佐藤 賢一	学識経験者
3	南陽市民生委員児童委員協議会	会 長	瀧澤 健二	地域関係団体
4	南陽市民生委員児童委員協議会	副会長	小関 京子	地域関係団体
5	南陽市ボランティア友の会	会 長	齋藤 俊策	地域関係団体
6	南陽市老人クラブ連合会	会 長	漆山 英隆	地域関係団体
7	東置賜地区保護司会南陽分会	分会長	伊藤 豊一	地域関係団体
8	南陽市自立支援協議会	会 長	遠藤 正敏	社会福祉団体
9	公徳会ほのぼの居宅支援センター	所長代理	小川 真紀	社会福祉団体
10	南陽市すこやか子育て課	家庭児童相談員	片平 るみ	関係行政機関
11	南陽市地域包括支援センター	介護業務係長	松田 久美	関係行政機関

南陽市地域福祉計画・南陽市地域福祉活動計画

第2期（令和6年度～令和11年度）

令和6年3月

発行 南陽市

〒999-2292 山形県南陽市三間通 436-1

TEL : 0238-40-3211 FAX : 0238-40-3387

南陽市社会福祉協議会

〒999-2211 山形県南陽市赤湯 215-2 南陽市健康長寿センター

TEL : 0238-43-5888 FAX : 0238-43-3161
